

第5回 長期的な土地利用の在り方に関する検討会

日 時：令和2年12月11日（金）13:00～15:30

場 所：中央合同庁舎4号館12階1219号室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 第3回・第4回検討会における主な御意見について
- (2) 農業生産の再開が容易な土地としての利用について

3 閉 会

【配布資料】

資料1 第3回・第4回検討会における主な意見等（農林水産省）

資料2 農業生産の再開が容易な土地としての利用について
（農林水産省）

資料3 地域資源の活用で集落を再生
（上三光農村環境保全・清流の会 小柳 繁氏）

資料4 これまでの検討会を踏まえてのコメント （安藤委員）

資料5 土地を利用・管理する主体と利用・管理を担保する手法等
（広田委員）

第 3 回 ・ 第 4 回 検討会における主な意見等

令和 2 年 1 2 月 1 1 日
農村振興局

○第3回「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」における主な意見

項目	NO	主な意見	発言者
ア 管理の在り方	1	過疎地では、耕地への植林自体は珍しくなく、さらに山の中が多い。2015年に秋田県の無住集落62地区で行った調査では、耕地への植林が多数見られ、林業は非常に元気であったという印象が強い。	林委員
	2	「守ることが現実的な人工林」、「守ることが現実的な耕地」は引き続き守ることを基本として、「山間地の耕作放棄地」には「植林又はそのまま遷移に任せて雑木林」、「急傾斜地のどうしようもなくなってしまった人工林」には「天然林に変更」という選択肢も必要。	林委員
	3	(農業生産上の条件が不利な地域では、) 林業と農業を一体的に考えた上での人工林の再配置のようなことを考えてもよいのではないか。	林委員
	4	農業を撤退・放置し、自然遷移が進行した場所は「価値の評価が不十分」なだけで価値が低いわけではない。立地特性にあわせて植生遷移が進行した「湿地」、「野草地」、「里山林」は、生物文化多様性、水源涵養、防災などの点で高い機能をもつ場合が多い。	深町委員
	5	農地の植林は、地域社会がどう関わるのが議論され長期的に手入れがなされていくことや自然環境が植林に合っている場所であれば、地域にとって選択肢が増えていくことになる。また、植林した樹木を育てた後、地域社会に合ったような出口が本当にあるのかということを考えていくことが大事。	深町委員
	6	セイタカアワダチソウなどの外来種、クズ、ネザサなどの特定の種が優占する状況が長く続いたり、土砂崩れなど自然災害の危険性が高い「放棄農地の荒廃化」を避ける必要がある。このため、目標とする野草地や里山林に誘導することも考えないといけない。	深町委員
	7	森林化が全てよいというわけではなく、積極的にどこまで介入するかを考えることが必要であり、放っておくとうまくいかないところについてのみ介入するという、消極的介入という視点があってもよい。農地を放棄した結果として目指すべき最終的な到達目標に持っていくために、放っておくのではなく、どのようなマイルドな介入が有効なのかを考えることが必要。	安藤委員
	8	雑木林化をしながら生物多様性をどう図っていくかという環境的視点をきちんと入れていかないと、長期的な土地利用を考える上で限界が出てきてしまうのではないか。	田口委員
	9	資料15ページのフローに、農業生産だけでなく、農地の多面的な機能や価値、景観、文化的意義を入れるべき。例えば、棚田は農業生産上は不利だが、景観、文化的意義を認めて、皆で守っている。 【参考資料：長期的な土地利用の検討の方向性(案)】	広田委員
	10	ビオトープについては、特に湿地性の休耕地は良い湿原に戻っていくため、仕方なく選択するのではなく、積極的に捉えてフローの中に入れての方がよい。同様に、荒廃化は、例えば生物多様性や国土保全の面から良い可能性があり、荒廃化で一括りにしない方がよい。 【参考資料：長期的な土地利用の検討の方向性(案)】	広田委員
	11	資料15ページのフローの中には国土防災という要素が入っていない。農地として利用するという事以上、災害を招かないような土地利用についてどう考えるかという視点も必要ではないか。国土防災にも役立つような森林、鳥獣被害への対応といった視点も必要。 【参考資料：長期的な土地利用の検討の方向性(案)】	池邊委員
	12	農地や林地についてはこれまで多面的機能があるといわれてきたが、仮に農地等でない状態になっても何らかの自然の恵みがあり、それを最近では「生態系サービス」と呼んでいるが、そういった観点から国土とか土地利用を見ていくということが新しく求められるのではないか。	深町委員

項目	NO	主な意見	発言者
ア 管理の在り方	13	身近にある自然は、うまく手を差し伸べ、理解を深めれば、恵みをもたらすこともあり、仮に農地でない状態になった場合でも、災害に対して柔軟な対応力を持つ生態系となる可能性があるといったことも位置付けてもらいたい。	深町委員
	14	センダン（落葉樹、陽樹）は、成長が極めて早く、ケヤキやキリの木目に似ており、その代替材として家具材や内装材に使われ、材価が高い。	横尾氏
	15	センダンは、養分や水分が豊富な平地又は斜面下部が適し、九州、四国、本州のうち伊豆諸島以西の太平洋側の標高500m以下で、日当たりが良好なところが適している。このため、平地の利用、特に荒廃農地の利用が有効である。	横尾氏
	16	荒廃農地にセンダン林を造成する場合、①草本類やツル類の再生が早い植栽地では、1年で最低2回の下刈り、他の植生に被圧されそうな時は下刈りの回数を増やす必要、②イネ科の草本が繁茂するような造成地では、1年に5回以上下刈りが必要。また、他の植生に被圧されないようできるだけ大苗（苗高1.5m以上）を植栽するのがよい。	横尾氏
	17	センダンの育成は、農業に比べ粗放的な管理で済むことから、農家林家が取り組みやすく、通常のエコロジーよりも短期間で収入が得られ、大きなメリットがあると期待している。	横尾氏
	18	植栽後の管理を誰がやるかという問題に対し、熊本県では、荒廃農地にセンダンを植えた後、芽かきや下刈りも含めて管理する団体をつくることを検討している。	横尾氏
	19	センダンでも主伐まで20年程度かかり、材の需要は予測困難であるため、「現時点で財価が高い樹種」を植栽するしかないと思う。センダンは、主伐まで20年程度かかるが、伐期を10年に早く回していけば、需要に早く対応可能。いずれにしても植林面積の小さい樹種を植林するなど、需要と供給のバランスをとりながら進めていくことが必要と考える。	横尾氏
	20	林業地として手入れをする人がいない場合、植林だけして放棄されることが懸念され、そのような場所は表層崩壊を起こしやすいなど、防災上も問題となる可能性がある。	深町委員
	21	植林は、搬出路、路網の整備とセットで進めないとうまくいかない。	安藤委員
	22	森林への計画的な転換は、もう農地を保全していけないという場合において一つの手法としてあり得る。反面、継続して管理を行う人がいるというのが絶対条件。	高橋委員
23	植林後の伐期までにはかなり時間がかかるので、間伐材をエネルギーに変えていくようなことも考えていくことが必要。	高橋委員	
イ 土地を利用・管理する主体	24	資料15ページの個々の土地の計画的転換について、誰が、どういう体制で、どのような手順・方法で選択するのかということが重要。これまでの実態は、なし崩し的に転換が進んでしまい、さまざまな課題が発生。	広田委員
カ 国・地方自治体の関与の在り方	25	「荒廃化」の定義を明確にするとともに、「農地の放棄イコール荒廃化」でないことを明確にすることが新しい施策を進める上で不可欠となる。相当長期的にみれば、非常に価値があるものになってしまう可能性があるということを考慮してほしい。	深町委員
	26	計画あるいは行政の情報上農地であっても、実質は林地になっているところがたくさんあり、このようなギャップを見直すことが大事。	深町委員

項目	N0	主な意見	発言者
カ 国・地方自治体の関与の在り方	27	深町委員の報告は、政策的な土地利用への介入は、長期的視点、自然科学的な視点から評価する必要があるが、短期の経済的な視点から森林化を進めない方が長期的にはよいのではないかという問題提起ではないか。	安藤委員
	28	人口や農業従事者の減少を踏まえると、全ての農地を生産基盤として考えていくことには限界があり、どのようにメンテナンスフリー化、自然林化していくか、周辺農村の社会的な力も含めて判断し、最低限何をしていくかという整理が必要。	田口委員
	29	1980年代に美山町（現：京都府南丹市）において、ほ場整備をして守るところと、林地に戻すところの線引きを政策的に行ったが、農地の利用を諦める人がそれぞれ個別に植林すると、残された人の生活環境が悪くなるとのことであった。	広田委員
	30	国は、個々の土地の計画的転換について、どの選択をすると将来どうなるのか、将来的な維持管理は誰がどのようにやるべきなのか、といった情報を整理し、情報提供に力を入れるべき。	広田委員
	31	被災地では、被害がまだ直らないうちに次の災害が発生するところも多々あり、荒れたままの森林がそのまま放置されているような状況。政策的介入の結果、土砂災害が起こったというようなことは一番避けるべき。	池邊委員
	32	早生樹の植林、荒廃化について、一つのガイドラインみたいなものにまとめるのがよいのではないか。この場合、政策的にどこまで介入すべきかをしっかり考えることが必要であり、例えば、国民の食料を供給する上でここは絶対守らないといけない「絶対防衛圏」みたいなものを設定した上で、ここから外れる部分については、形式的に「こうしてください」というのではなく、「こうならないようにしてください」と指摘する方がよいのではないか。その上で、地域の文化や考え方を尊重して自由にやっていただくのが一番良いのではないか。	林委員
その他	33	総戸数1又は2戸の農業集落に限定し、複数集落が共同で地域資源を保全している農業集落、保全できていない農業集落、集落単独で地域資源を保全している農業集落の3つにグルーピングし、それぞれがどのような特徴を持っているのかといったことを分析することにより、集落間連携を進めるための手がかりや、因果関係を見出すことができるのではないか。	安藤委員

○第4回「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」における主な意見

項目	NO	主な意見	発言者
ア 管理の在り方 (放牧)	1	放牧のための準備はかなり大変で、電気柵を整備するため補助事業など具体的な支援も必要であり、簡単な政策支援で横展開が図られるとは考えにくく、マネジメントができる経営者をどう育てるかが重要な鍵。	安藤委員
	2	放牧は、耕作放棄地の解消の有力な手段。	広田委員
	3	広大な規模で放牧経営ができれば、牧草を植えずに在来種を活用する形となれば更に良い方向になる。	深町委員
	4	放牧について、長期的な土地利用を考えた場合、10年、20年経ったときの土地の採算性をいかに良くしていくかという考え方が必要。	池邊委員
ウ 合意形成手法	5	放牧の経営者が、今後の経営を立てるには、将来の土地利用について地域で合意形成が得られていることが重要であり、地権者がその話合いに参加する機会が必要。	広田委員
エ 合意担保仕組み	6	土地を長期的に守っていくためには、地権者自らが土地について考え、話し合うことをもっと進めていかなければならない。その際、行政がその重要性を認識した上で、積極的に関与していく必要があり、体制整備が重要。	高橋委員
	7	政策的には、将来の土地利用について合意形成を得るには、人・農地プランの活用が重要。中山間地域等直接支払制度も地域の土地利用を考える有力なきっかけになり得ることから、長期的な土地利用を考えようという機運になるよう行政が関与し、働きかけが必要。	広田委員
オ ゾーニングの要否	8	無住集落や集落ごと耕作放棄地のような地域においては、大規模に放牧が可能ではと思う。そのため、山奥が多い無住集落で放牧が成り立つための最低の条件としては、地形条件、マンパワー等を明らかにする必要。	林委員
カ 国・地方自治体の関与の在り方	9	水田や畑としての土地利用と放牧による土地利用では、スケール感が異なる。これまでの集落の枠組みとは別の考え方も必要になるのではないか。	林委員
	10	土地利用に関する地権者との話合いや農地中間管理機構を通じた斡旋などへの農業委員会の関わりについて透明性を持つことが必要。	笠原委員
	11	土地を長期的に守っていくためには、最初の段階から行政が間に入って権利調整を行うことにより持続した営農が可能になる。また、地域で将来の土地利用に関してあらかじめ合意形成が得られていることが重要	高橋委員
	12	農地中間管理機構や農業委員会にどういう役割が必要とされており、何をすべきなのかを明確化し、地権者、農家に役割等が明確に認知されることが必要。	池邊委員
	13	農業委員、農地利用最適化推進委員の役割が重要。農地中間管理機構等を活用した農地集約が可能になり、農地が安定的に使えるようになれば、放牧に挑戦する人はいくらでもいると思う。	瀬尾氏
その他	14	放牧による耕作放棄対策の取組は、環境、生態系、文化など多様な価値を生み出しているのを感じた。	深町委員
	15	環境の中で大事な場所は、平地と山地の境界部分や水系の部分といわれているが、事例ではいい形で維持し、うまく利用をされている。また、放牧に必要な庇陰木（ひいんぼく）などは、鳥や昆虫が集まり、植物だけではなく生物全体を含めても大きな貢献につながっている。	深町委員

長期的な土地利用の検討の方向性（案）

- 農地は農地として有効利用することが大前提であることから、
 - ① そのために、農地集積・集約化、新規就農、スマート農業の普及等のあらゆる政策努力を払うことにより農地を有効利用する
 - ② ①の政策努力にもかかわらず、これまでと同様の利用が困難である場合には、粗放的な利用により農業生産を行う
 - ③ ②が困難な場合には、農業生産の再開が容易な土地として利用（有事の際等には農業生産）する
 - ④ ③が困難で荒廃化が避けられない場合には、荒廃化が進行する前に森林への計画的転換（人工林、里山林）等により有効活用を図る途を拓くこととしてはどうか。



第 5 回 検 討 会

(農 業 生 産 の 再 開 が 容 易 な 土 地 と し て の 利 用 に つ い て)

令 和 2 年 1 2 月 1 1 日

農 村 振 興 局

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

農 林 水 産 省

目 次

1	今回の検討事項	3
2	農業生産の再開が容易な土地としての利用について	
①	鳥獣被害の現状と対策について（緩衝帯整備関係） （農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課）	9
②	里地里山ビオトープのポテンシャル （環境省 自然環境局 生物多様性戦略推進室）	14

1 今回の検討事項

長期的な土地利用の在り方に関する検討

- 本格的な人口減少社会の到来や、それに伴う農業の担い手の不足等の課題に対処しつつ、食料の安定供給を脅かすリスクを軽減していくことが必要。
- 一方で、中山間地域を中心として、農地集積、新規就農、スマート農業の普及等の政策努力を払ってもなお農地として維持することが困難な土地が増加することが懸念される。
- こうした課題に対応した長期的な土地利用の在り方について検討。

2020年度（令和2年度）

2021年度（令和3年度）以降

人・農地プランの実質化

- 地域の徹底した話し合いにより、誰に農地を集積・集約化するかという将来方針を全国の集落で作成。

中心経営体へ農地を集約化

受け手
(中心経営体)
のいる農地

集積・集約化、新規就農、スマート農業の普及等のあらゆる政策努力を払う

地域外からの新たな人材の受入れ

受け手
(中心経営体)
のいない農地

従来どおりの土地の使い方では持続的な利用が確保できない場合も多いことが懸念される

- ・ 農林水産省の施策を総動員した中心経営体の経営基盤の強化
- ・ 既存の中心経営体がない地域における新規就農者も含めた中心経営体の育成

検討対象

- 長期的な土地利用の在り方について、以下の分類ごとに、制度的な対応も含め検討を行う。

新たな土地利用

第5回

①粗放的な利用による農業生産

- ・ 放牧
- ・ 有機栽培
- ・ 景観作物
- ・ エネルギー作物

等

②農業生産の再開が容易な土地として利用

- ・ ビオトープ
- ・ 鳥獣被害対策の緩衝帯

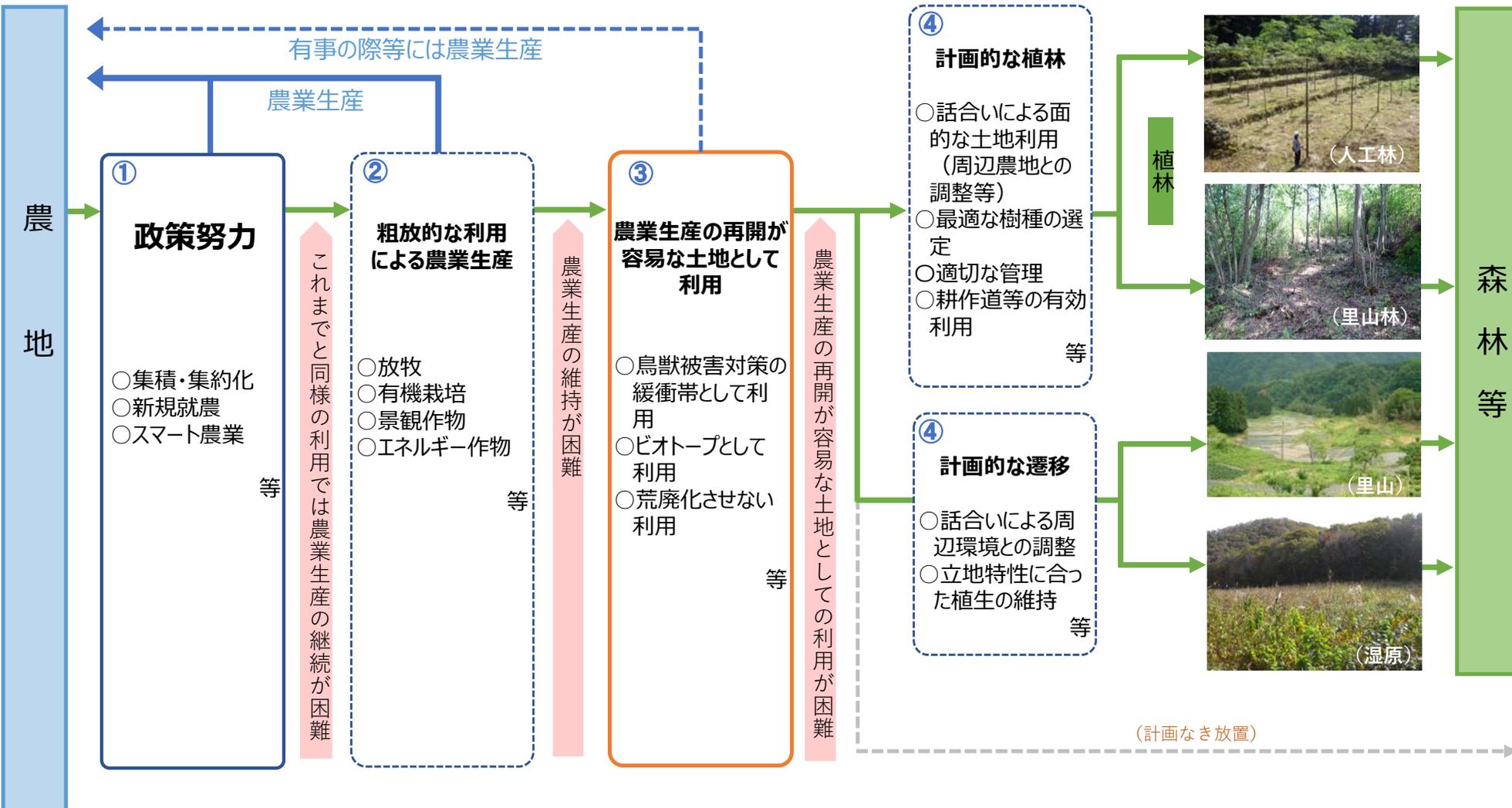
等

③農業生産の再開が困難な土地として利用

- ・ 森林等

※ 積極的な土地利用ニーズがない場合、必要最小限の管理

- 農地は農地として有効利用することが大前提であることから、
 - ① そのために、農地集積・集約化、新規就農、スマート農業の普及等のあらゆる政策努力を払うことにより農地を有効利用する
 - ② ①の政策努力にもかかわらず、これまでと同様の利用が困難である場合には、粗放的な利用により農業生産を行う
 - ③ ②が困難な場合には、農業生産の再開が容易な土地として利用（有事の際等には農業生産）する
 - ④ ③が困難で荒廃化が避けられない場合には、荒廃化が進行する前に森林への計画的転換（人工林、里山林）等により有効活用を図る途を拓くこととしてはどうか。



【①粗放的な利用による農業生産】



放牧

※農林水産省HPより

【②農業生産の再開が容易な土地として利用】



ビオトープ

※事例ガイド「これからの時代の地域デザイン」
～いかす国土、まもる国土、つかう国土～
(平成29年3月) (国土交通省) より

【③農業生産の再開が困難な土地として利用】



植林 (早生樹)

※業務参考資料より



景観作物・燃料作物 (菜種)

※農林水産省HPより



鳥獣被害緩衝帯

※農林水産省HPより



植林 (里山林)

前頁の①～③の分類ごとに、以下のような論点について整理。

ア 必要な管理の在り方

イ 土地を利用・管理する主体

ウ 新たな土地利用への転換に係る合意形成手法

エ ウの合意を担保する仕組み

オ ゾーニングの要否（他法令のゾーニングとの調整を含む）

カ 国や地方自治体の関与の在り方

キ 食料の安定供給を確保する上での許容性

2 農業生産の再開が容易な土地としての利用について

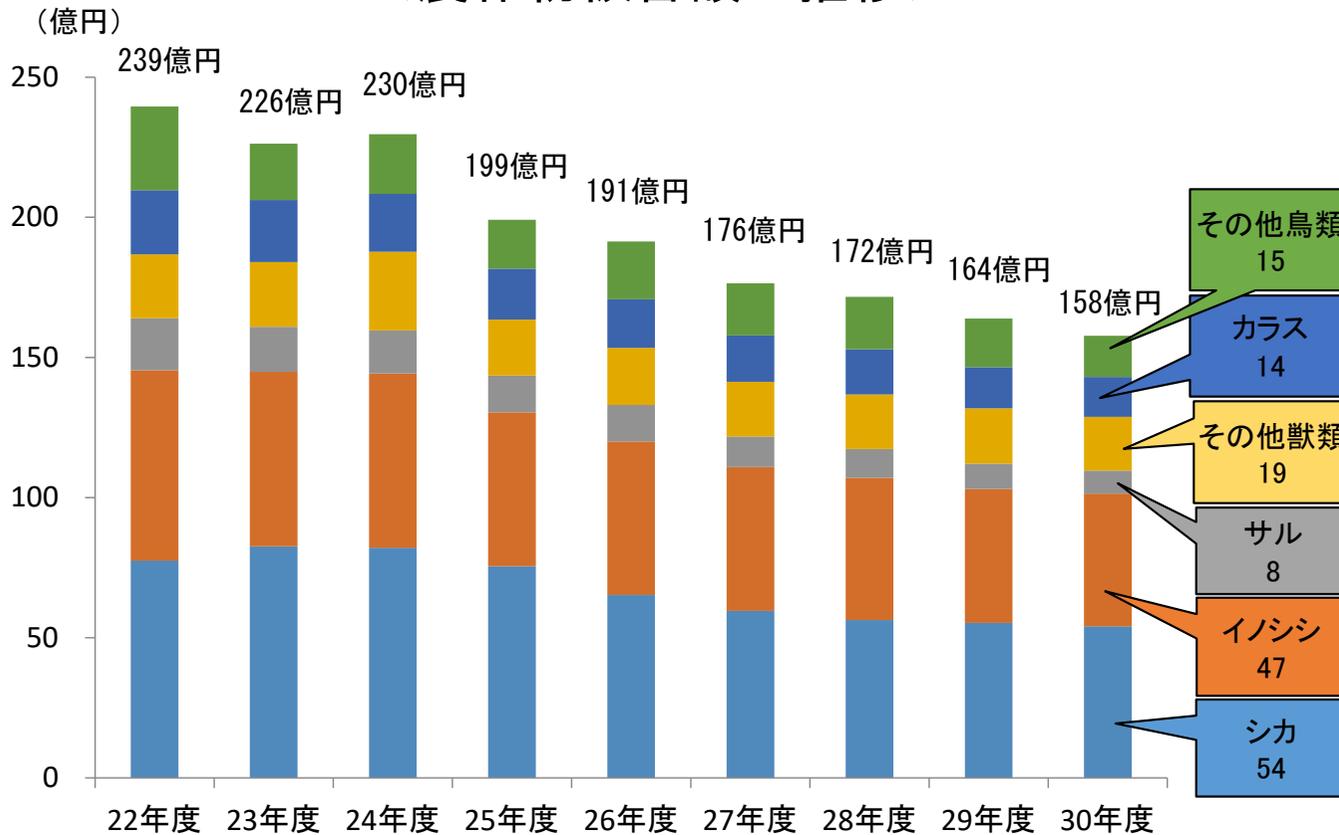
① 鳥獣被害の現状と対策について（緩衝帯整備関係）

農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課

野生鳥獣による農林水産被害の概要

- 野生鳥獣による農作物被害額は158億円(平成30年度)。全体の約7割がシカ、イノシシ、サル。
- 森林の被害面積は全国で年間約6千ha(平成30年度)で、このうちシカによる被害が約3/4を占める。
- 鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害、車両との衝突事故等の被害ももたらしており、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。

<農作物被害額の推移>



(出典)

「全国の野生鳥獣による農作物被害状況について」(農林水産省)

農作物被害



車両との衝突事故



住宅地への侵入



家屋の糞尿被害



鳥獣被害対策の基本的な考え方（対策の3つの柱）

- 鳥獣被害対策は、個体群管理（捕獲）、侵入防止対策（柵の設置等）が優先されがちだが、被害の減少のためには、これらの対策に、緩衝帯の設置等の生息環境管理を加えた3本柱で取り組むことが必要。



緩衝帯整備等による鳥獣被害対策の取組事例（熊本県玉名市上有所集落）

- 鳥獣対策の緩衝帯については、通常、農道等から山側に掛けて整備するが、地域や地形によっては、農地側に整備する場合もあるほか、柵の整備と合わせて農地内にも緩衝帯を設ける例がある。
- 熊本県玉名市上有所集落の事例では、みかん被害へのイノシシ対策として、捕獲活動や柵の設置に加え、緩衝帯の整備を含む環境整備（樹園管理）を措置。

地域の課題

○川上有所集落の概要

- ・平成17年に市町合併で玉名市に編入。基幹産業は温州みかん（農地面積約41ha）
- ・合併前からイノシシによるみかんの食害が地域で問題。



○捕獲等による対策（平成25～）

- ・罾猟による捕獲、猟犬による追い払い、銃器による駆除。
- ・ワイヤーメッシュ柵の整備、電気柵の設置。



しかし…

被害が減少せず、むしろ拡大。閉塞感が漂う。

対策と効果

○イノシシを寄せ付けない環境を学ぶ

- ・みんなが参加する勉強会を開催し、効率的な柵の管理、剪定技術の講習等を実施。
- ・ひそみ場解消に向けた集落点検、餌付け解消に向けた環境整備。



農地と柵、柵と「ひそみ場」の両側に距離を取ることで、防除効果が高まる

【柵の周辺の藪・つる草の撤去】



園地周辺のひそみ場を除去することで、ワイヤーメッシュの効果を取り戻す

【柵の整備に合わせたミカンの伐採】



柵の両側を人が歩ける程度に空け、イノシシが寄りにくい環境をつくる（柵の維持管理の省力化にも寄与）

結果

被害が激減し、被害対策に対する住民の意識も向上。
（平成28年度に200万円あった農作物被害が平成29年度以降はゼロに）

<対策のポイント>

- 野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、**捕獲活動の抜本的強化の取組**や、**ジビエフル活用に向けた取組**等を支援します。

<政策目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシ、サルの対策強化（生息頭数等を平成23年度から半減（シカ、イノシシで約200万頭）〔令和5年度まで〕）
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大（ジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t）〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

- 侵入防止柵、焼却施設、捕獲高度化施設等の整備※（1/2以内、侵入防止柵の資材費のみ交付対象とする場合は定額支援）

- **捕獲活動の抜本的強化・地域ぐるみの被害防止活動**

・捕獲活動経費の直接支援（獣種やジビエ利用に応じた上限単価以内で定額支援）
シカ・イノシシは捕獲頭数の増加に応じて上乗せ支援

・捕獲サポート体制の構築、ICTを活用したスマート捕獲等の取組を支援
〔限度額内で定額支援〕

・都道府県が行う広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援（2,300万円以内を定額支援）

- **ジビエフル活用に向けた取組**

・利用可能な個体のフル活用体制構築に向けた、処理加工施設やジビエカー、簡易な一次処理施設等の整備 ※（1/2以内）

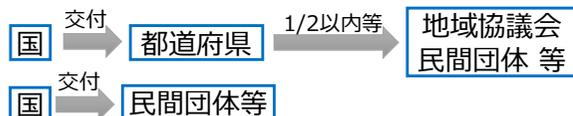
・放射性物質による出荷制限解除に向けた検査費用の支援〔限度額内で定額支援〕

・捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入

・ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援〔定額支援〕

<事業の流れ>

※は地域協議会の構成員も可



<予算額の推移>

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 概算要求額
当初予算額	28	28	23	113	95	95	95	95	95	95	104	102	100	160
補正予算額	-	4	-	-	10	30	20	12	9	13	3	5		

※上表以外に、H24年度補正予算で別途措置した基金事業により、捕獲活動経費の直接支援等を実施（H26年度まで）。

<事業イメージ>

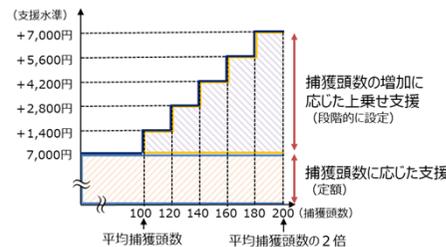
【総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用への支援】



【捕獲活動の抜本的強化】

① 捕獲頭数の増加に応じた活動経費の支援

シカ・イノシシの平均捕獲頭数以上の捕獲に対して、最大2倍まで上乗せ支援
（実施イメージ）



② 捕獲サポート体制の構築支援

地域の農業者や農業関連団体、若者等で捕獲サポート体制を構築



【ジビエフル活用に向けた取組】

① 利用可能な個体のフル活用体制構築

簡易な一次処理施設や残渣処理施設等の整備による処理体制の構築



② 放射性物質影響地域における支援

出荷制限解除に向けた検査費用の支援



③ 捕獲から販売まで一体となった活動への支援

捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入



（億円）

② 里地里山バイオトープのポテンシャル

環境省 自然環境局 生物多様性戦略推進室

ビオトープの考え方

ビオトープ = 生物の生息・生育空間

様々な生き物が互いに関係をもって存続できる環境

→例えば、一定の景観の中の草地・川・林など、多様な野生生物の生息・生育を可能とする空間。

大小様々な生息・生育空間が維持され、復元され、創られ、また“つながり”をもつことで、人と自然の共生がはかれてきた。



*イメージ

ビオトープは、例えば、「再生された池」に代表されるものではない！

「農地」、「管理された森林」、「牧草地」や、こうした場どうしのつながりも、多様な生物の生息・生育として本来ビオトープとしてのポテンシャルを有している

里地里山の生物多様性

里地里山

- ・ 長年にわたる人と自然の関わりにより形成され、また、人の営みにより維持されている動的なモザイク状の土地利用
- ・ 生態系の容量や復元力の範囲内での自然資源の循環的利用



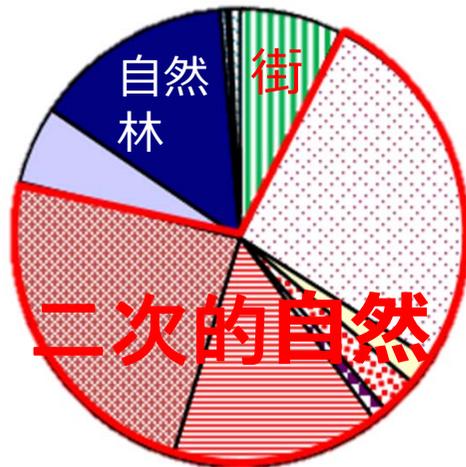
薪炭林、人工林、
アカマツ林、屋敷林、
竹林、神社林、
草地、水田、
畑、水路、
河川、ため池、..

出典: JSSA "Satoyama-
Satoumi Ecosystems¹⁶ and
Human Well-Being"

里地里山の生物多様性

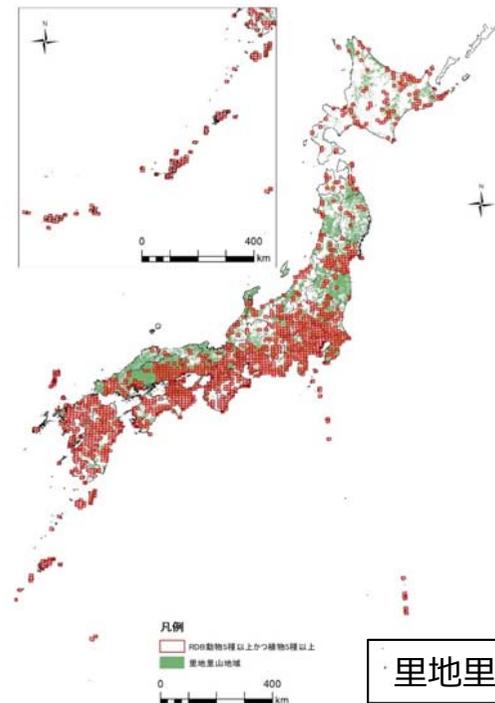
里地里山は、食料や燃料生産の場となるだけでなく、その環境に特有の多様な生物を育んできた。

絶滅危惧種の分布状況を見ると、両生類、魚類、昆虫類は二次的自然（里地里山等）の割合が7割以上



両生類の絶滅危惧種分布の植生自然度区分別記録割合

絶滅危惧種である動物5種以上かつ植物5種以上となる場所の約46%が里地里山地域



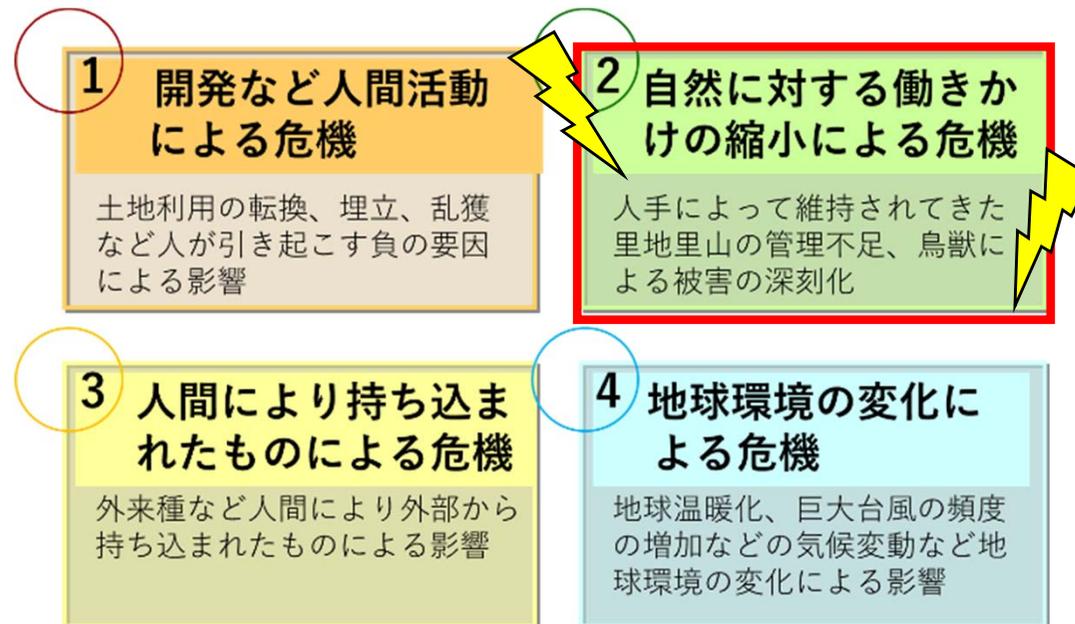
里地里山絶滅危惧種集中分布図

里地里山の生物多様性

里地里山における自然に対する働きかけの縮小（管理不足・かく乱の減少）は、日本の生物多様性を脅かす危機の一つ（第2の危機）。

里地里山等における自然保全・再生の取組は、日本の生物多様性の保全の重要な要素。

日本の生物多様性の4つの危機



里地里山の生物多様性を確保していくために

農地自体、ため池や水路といった農業用水が適切に管理されることや、耕起等の人為かく乱によって、生物多様性の保全にも資するポテンシャルを有する。

一方で

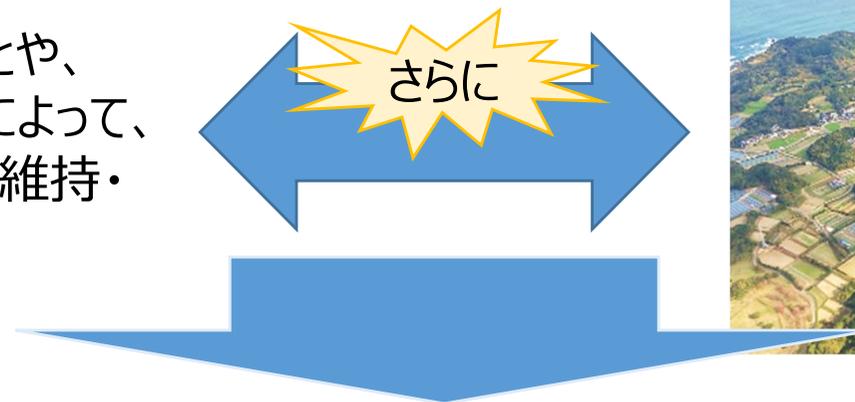
「農地として維持されないこと = 生物多様性の損失」

とは限りません。

周辺の多様な自然とつながること

たとえば・・・

湿潤空間が維持されることや、
たまに人の手があることによって、
特有の生息・生育空間が維持・
形成されること



生物多様性の保全に資する
ポテンシャルを有する！

参考 OECM*に関する検討

生物多様性保全に資する管理
がなされている土地(OECM)
を評価する仕組みを検討中

* **O**ther **E**ffective area-based
Conservation **M**easures

里地里山の生物多様性を確保していくために

・「地域特性を守る」

地域特有の生態系・生物多様性を保全・再生することが重要。

(例) 地域の生態系に被害を与える外来種の持ち込みは避け、地域に自生する種を極力活用する。

など

・「自然の復元力を活かす」

地域の自然環境の特徴を理解し、自然の本来有する復元力を活かして実施することが重要。

(例) 復元力を高める取組：生態系のつながりの確保、生態系の均衡の維持

など

・「地域ぐるみで取り組む」

地域の自然の維持管理には、地域の多様な主体の参加が重要。

(例) 計画段階から、地域の自然環境や野生生物を知る地域の方々の参加を得る。

など

参考 自然再生事業の4つの視点

- ①生物の多様性確保を通じた自然との共生
- ②地域の多様な主体の参加・連携
- ③科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的取組
- ④残された自然の保全の優先と自然生態系の劣化の要因の除去

環境省パンフレット「自然再生推進法のあらし」

里地里山の生物多様性の確保に関連する環境省の施策

(1) 「種の保存法」による里山の生き物の保護

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づき、里地里山等の希少種の指定を想定した特定第二種国内希少野生動植物種の制度を運用。絶滅のおそれがある種のうち、生息環境の保全は必要なものの、繁殖率が高く、子供の遊びや調査研究による捕獲は問題とならないような種を対象とし、販売・頒布目的での捕獲等のみを規制することで、里地里山の環境教育や保全活動を阻害せず、これらの種を保全する仕組み。

(2) 重要里地里山

様々な命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山(略称「重要里地里山」)(500箇所)を選定。選定された「重要里地里山」は、地域における暮らしや営み、保全活動等の取組を通じて守られてきた豊かな里地里山を広くみなさまに知ってもらうためのもの。

(3) 生物多様性保全推進支援事業

各地域で実施される生物多様性保全のための活動を推進するため、財政支援を行う事業。特定外来生物の防除、国内希少野生動植物種の保全、自然再生推進法または生物多様性地域連携促進法に基づく計画作成等、様々な対象メニューを設けており、里地里山を対象とした取組でも活用されている。

(4) 自然再生の推進

自然再生推進法(平成14法律第148号、3省共管:環境省・農林水産省・国土交通省)に基づき、26の自然再生協議会による活動が行われている。原生自然だけでなく二次的自然を再生することを目的とした協議会も多くあり、棚田や雑木林などの手入れを通じた里地里山の再生が行われている。

地域資源の活用で集落を再生

地域づくりで、
獣害に強い集落に！

上三光清流の会 代表 小柳 繁





鳥獣被害と集落の現状

集落環境の悪化と野生鳥獣

兼業化・非農家で換金作物である葉タバコ栽培が減少

- 平成時代に入ると、サルが出没
被害によって耕作放棄地が徐々に広がる

葉タバコ栽培
川東地区ピーク時
116ha 4億2千万円



- 平成13年頃に、猿の被害が表面化
- 平成17年、川東地区猿害対策協議会が設立
- 平成23年、川東地区集落横断電気柵を設置
- 平成24年、上三光清流の会が設立
- 平成25年頃に新発田市でイノシシが発見
- 平成27年頃から上三光集落でもイノシシが出没
- 平 **課題** 住民参加で集落環境診断を実施
診断結果から、自治会で獣被害対策が強化される
- 令和2年、イノシシが集落内に出没



広がる耕作放棄地



イノシシの掘り起こし

集落環境の悪化と野生鳥獣

兼業化・非農家で換金作物である葉タバコ栽培が減少

●平成時代に入ると、サルが出没
被害によって耕作放棄地が徐々に広がる

葉タバコ栽培
川東地区ピーク時
116ha 4億2千万円



●平成13年頃に、猿の被害が表面化

●平成17年、川東地区猿害対策協議会が設立

●平成23年、川東地区集落横断電気柵を設置

●平成24年、上三光清流の会が設立

●平成25年頃に新井田でイノシシが発見



広がる耕作放棄地

●令和元年、川東地区でイノシシが出没

課題

電気柵を設置しても
サルの出没が減らない！



イノシシの掘り起こし

●令和2年

周辺に広がる耕作放棄地



環境犯罪学における「割れ窓理論」

割れた窓の放置しておくとは……

➡ 次々に窓が割られやすくなり、環境悪化につながる
捨てられたゴミ、汚れた公衆トイレ、……など、

荒廃した里山、耕作放棄地などを放置しておくとは……

➡ 地域環境の悪化 ⇒ 野生鳥獣の棲家 ⇒ 災害

「無関心」が集落環境を悪化させる

集落構造の変化が与える影響

- 非農家・世代断絶・地域コミュニティの希薄化
⇒ 自治機能の低下
- 地域活動や文化・集落資源への無関心
⇒ 集落活力の低下
- 山林や農地の放棄
⇒ 集落環境の悪化、野生獣の増加

「無関心」がむしばむ集落

上三光集落の全景

上三光集会場

獣害被害の主な現場

上三光集落(住居部)

俯瞰図はVims(GISシステム)による出力

獣被害対策の三つの柱

個体群管理

野生動物の数を
管理して被害を減らす
直接的防除

動物

行政、猟友会、関係団体

被害防除

電気柵などで農作物を
守って被害を減らす
直接的防除

人

地権者、集落

・電気柵の維持管理、追い払い

生息地管理

集落周辺の森林の伐採
による間接的防除

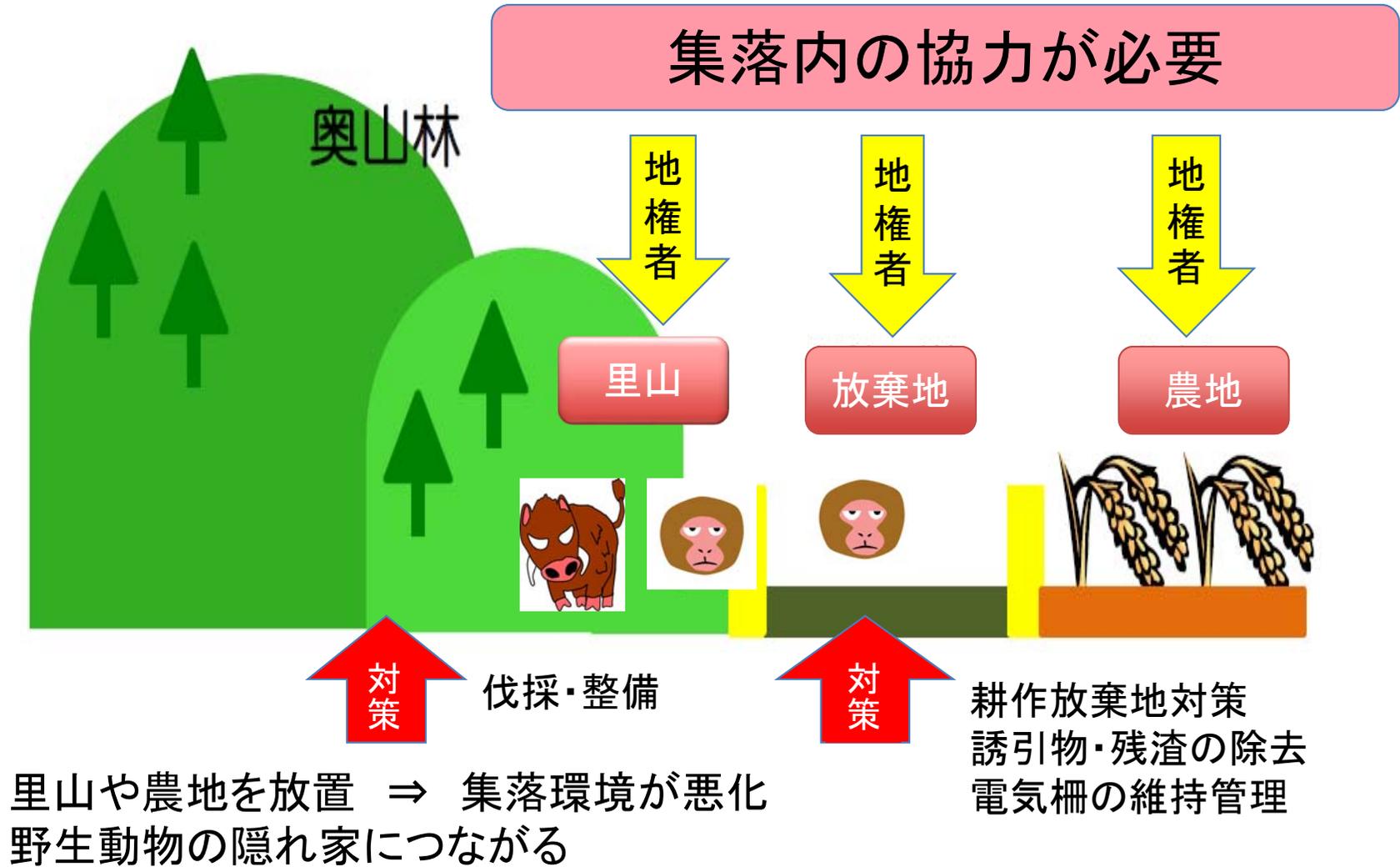
環境

地権者、集落

・森林の伐採や里山整備

・耕作放棄地の解消、誘引物除去

獣害対策と集落環境



鳥獣被害対策を阻害する背景

人

- 無関心層の増加
- 情報や意識の格差

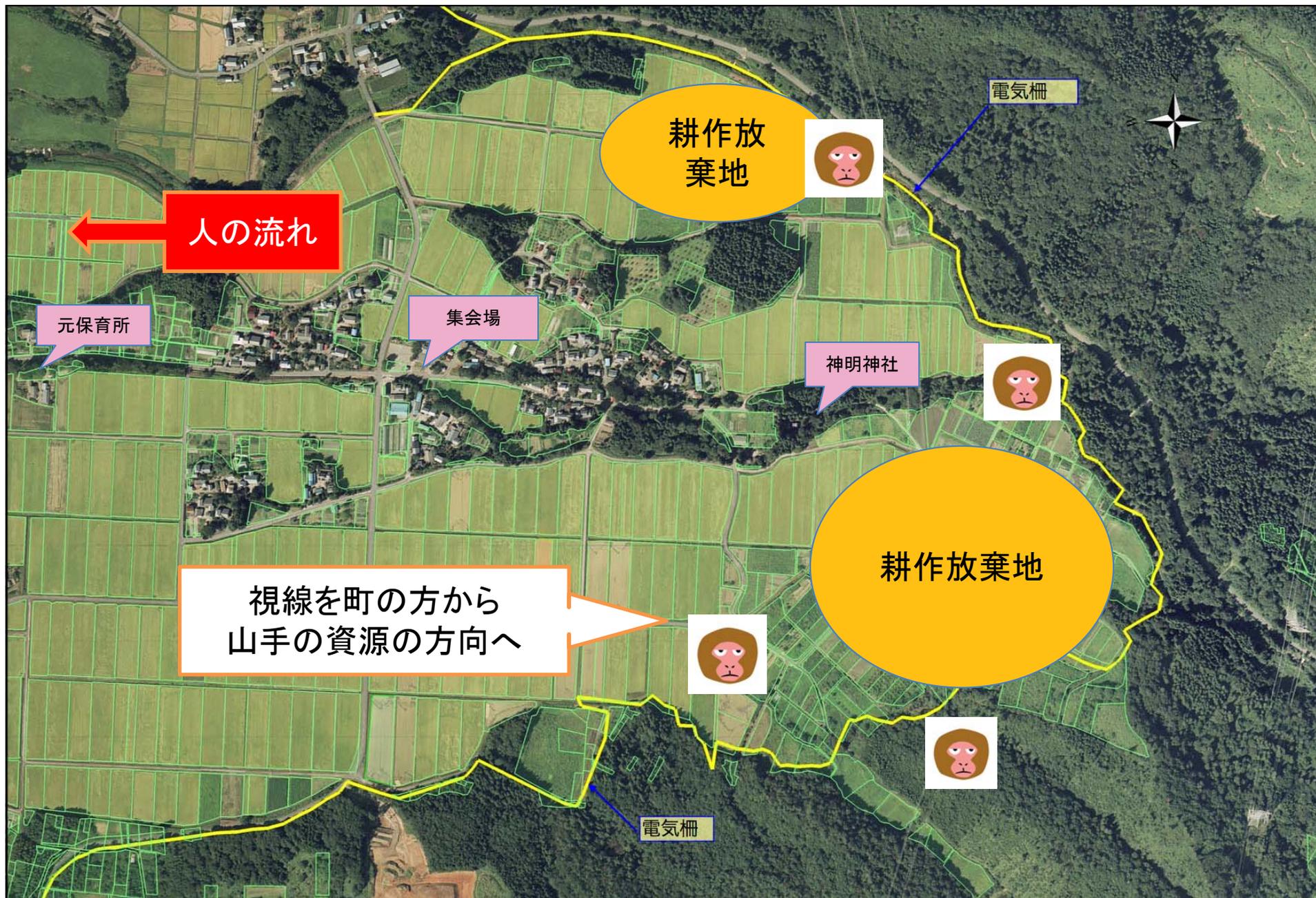
環境

- 自己管理できない山林や農地
- 地域資源に対する無関心

難しい合意形成

獣害対策は、集落の現状が反映される

サルの出没と耕作放棄地 (GISデータ)



転機は平成24年、 上三光清流の会の設立

農業者の
高齢化

耕作
放棄地

10年後の上三光は、
どうなる！？

ひとり一人がバラバラになっていくと
やがて、集落は衰退していく……

コミュニティ
の希薄化

非農家の
増加

鳥獣被害

世代格差

活動のテーマは「持続可能な農村」

住民が集落に関心がなければ、
世代の受け継ぎは無くなる

世間が農村に関心を持たなければ、
農村の価値は無くなる



農村に対する関心を高めよう！

関心を持たせる取り組み

地域資源を
活用する



農業イベント

農村を知る機会を
増やす



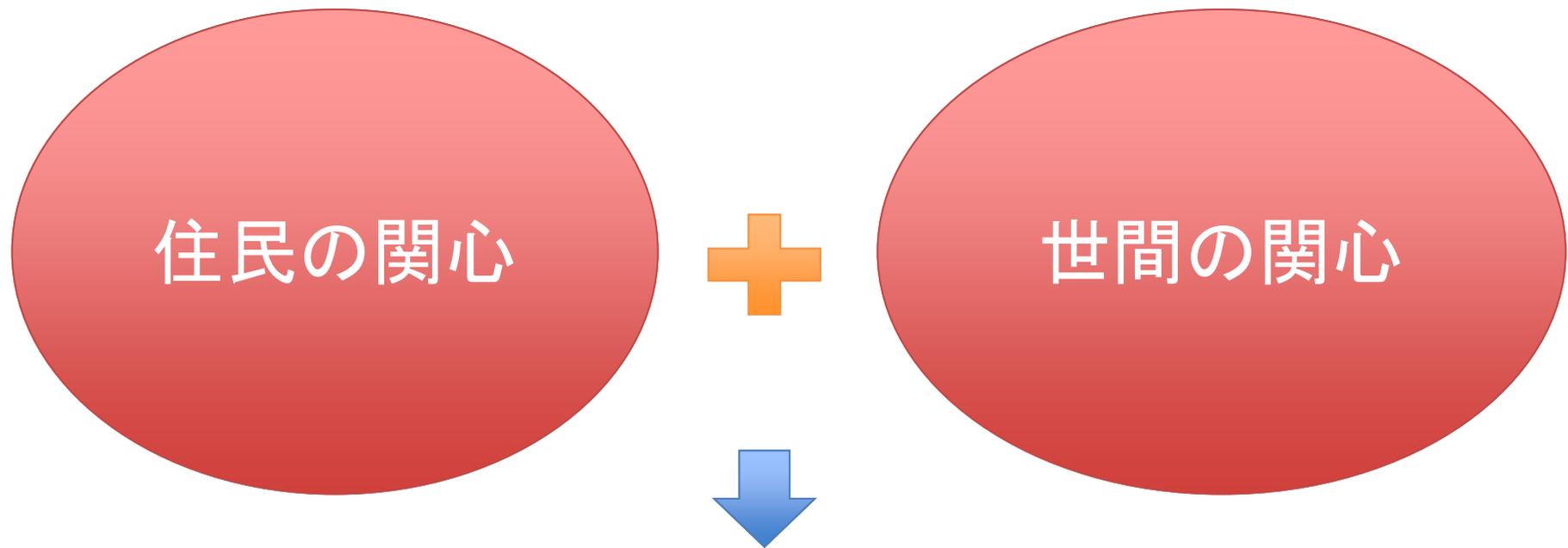
体験と交流

集落を知ってもらう



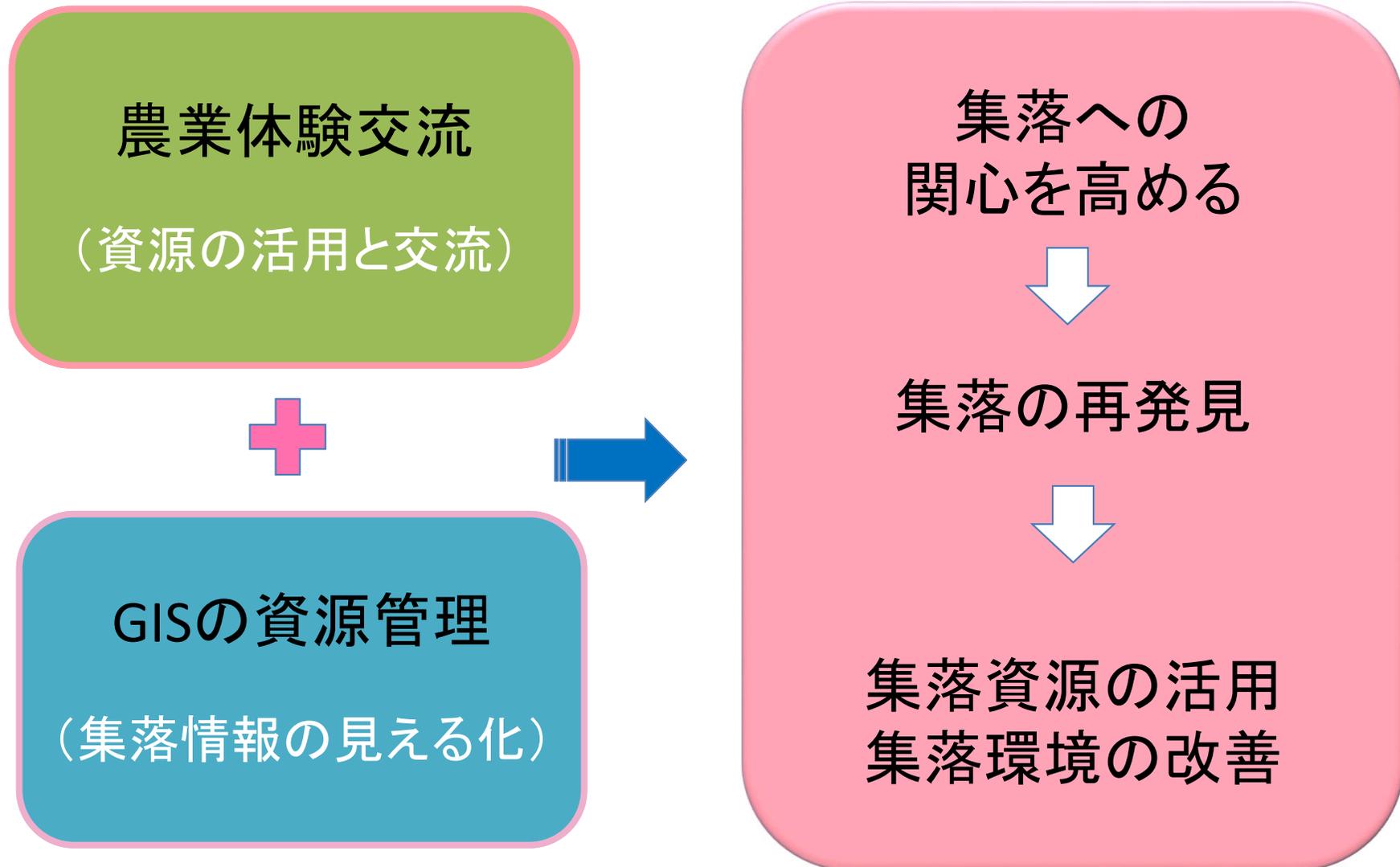
見える化・データ化

集落を再生するために
必要な二つの関心

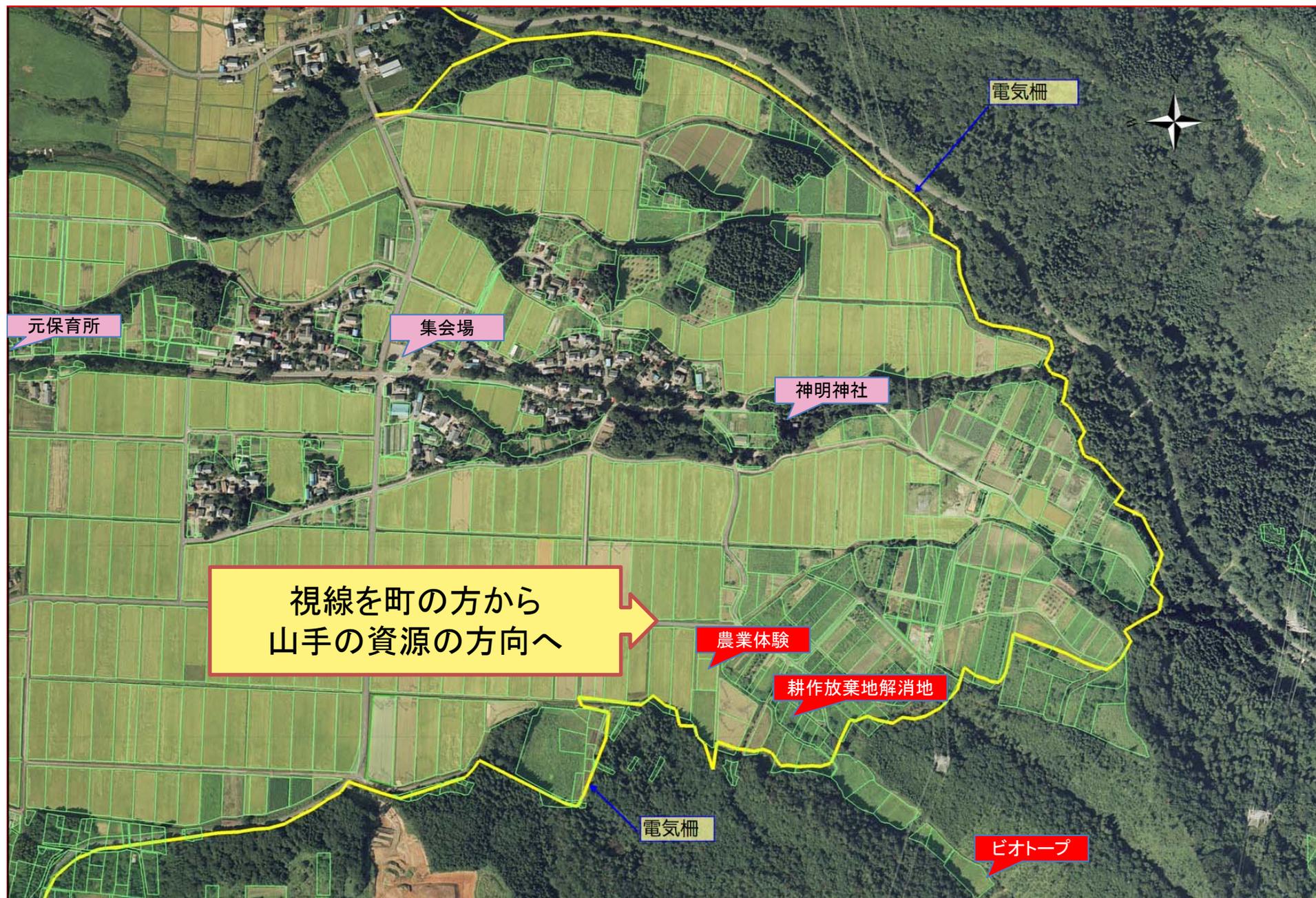


集落を動かす力

キーワードは、「体験する」「共有する」



集落の中の行動域を広げる



農業体験交流は、

人と自然が

ふれあう最高のコンテンツ

しかも、資源は集落にある！

水がキレイ！

空気が
美味しい！

ご飯が
美味しい！

上三光、いい
とこだね！

田んぼが
気持ちいい！



出会う、話す、集まる機会が増えた！

農道が
青空レストランに

佐渡の見える丘
という名称も生
まれた！

集落の宝物
が見つかる

次、何しよ
うか？



地元のお母さん方の手作り料理も
地域の再発見に役立った



活動が、集落の再発見と資源の活用を促す

◎農業体験から資源活用へ

田植え体験や稲刈り体験 ⇒ 田んぼの生き物調査
⇒ ビオトープづくり ⇒ 周辺環境整備 ⇒ 耕作
放棄地対策 ⇒ 集落環境診断 ⇒ 獣害対策

◎農業体験から生活文化体験へ

⇒ 笹団子・案山子づくり体験 ⇒ 柿酢づくり体験
⇒ 正月飾りづくり体験
⇒ 田んぼ茶会 ⇒ 水辺のカフェ

5月下旬に田植え体験 9月下旬には稲刈り体験が行われる



家庭で作ることが減った笹団子 案山子づくり体験と一緒にいった



耕作放棄となっていた山間の田んぼ 「ビオトープ」に生まれ変わった



ビオトープに行く途中の耕作放棄地 環境整備で、畑に復元した

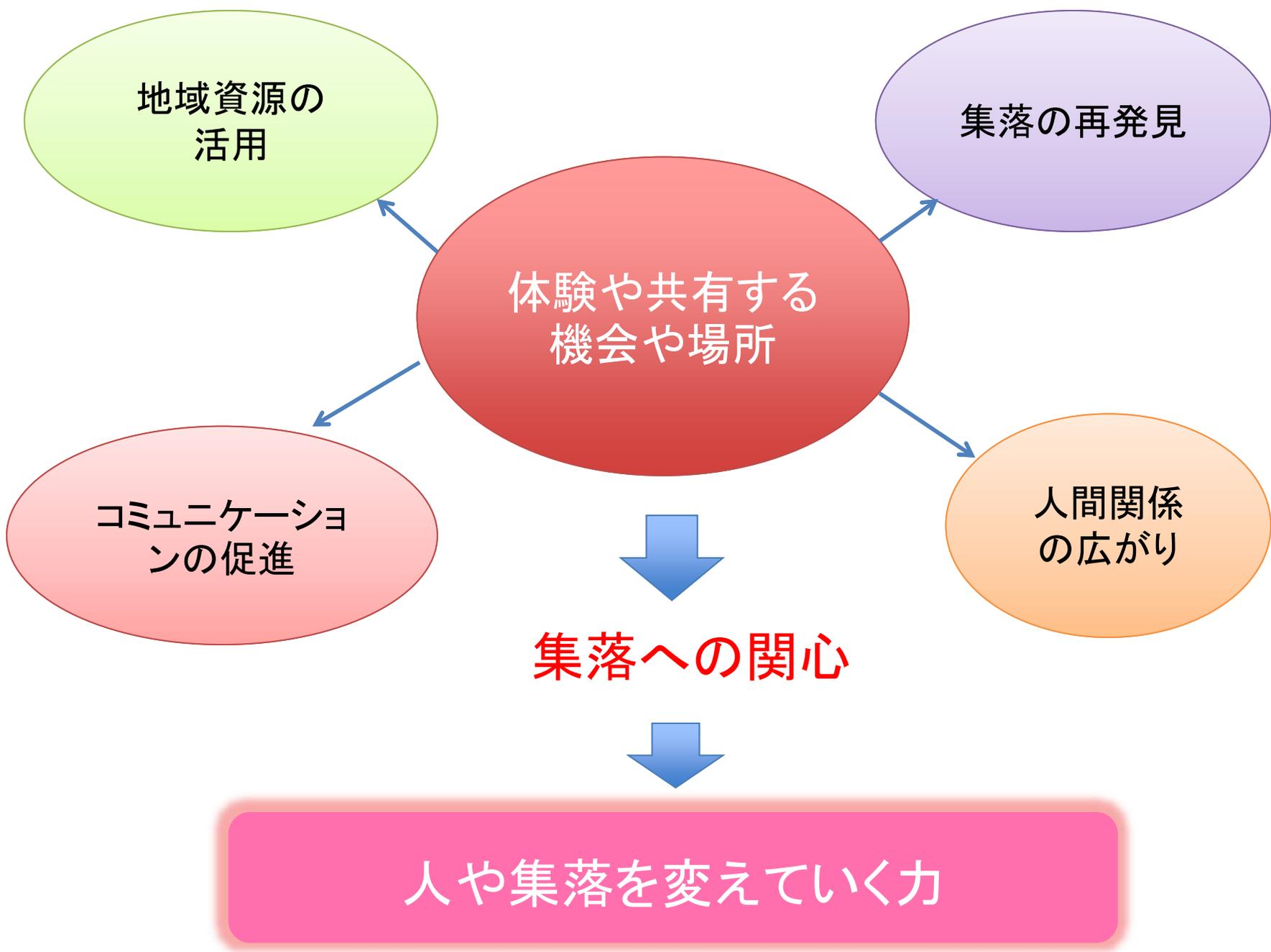


鳥獣のエサとなっている放置柿
柿酢作りで食文化に活用した



住民が作った手造り公園、「水辺のオアシス」 イベントや休息場所で使われている





集落環境診断

～ 獣の視点で地域を知る ～

2016.11.6

集落への関心が獣害対策を後押しした

住民参加で集落の環境を調査する

集落環境診断のポイント

- (1) どれだけ多くの住民が参加するか
- (2) 住民自らが、集落の現状を確認する
- (3) 住民自らが、課題と対策を見つける





H29年度 上三光の獣害対策ワークショップ

① 電気柵の不備・侵入 ← 点検し 1週おこりに点検

・プロとチェックした! → サルのポリ袋

・柵ぎわの立ち木 → 少したけ残りのあるが

・ガラス瓶の買足し → ステップはOK! して、壊して破るサルの

今年もポリ袋の侵入なし!

太木は倒れ、一部突破された。

上三光には来るとは、17%の植栽

とりの集落から侵入する

去年より防いでいる!

※17%の柵破り(無し)



一緒に体験し、情報を共有し、対策を立てる

調べたことを地図に描き、分析すると課題が見えてくる



集落環境診断による合意形成

(1) 集落環境の改善

荒廃した里山や耕作放棄地など集落環境対策

(2) 餌となる誘引物の撤去

残さや果樹など誘引物など処置と対策

(3) 電気柵の不備の解消

電気柵の正しい張り方と有効な管理体制の構築

(4) イノシシ対策

サル以外、増加するイノシシの脅威に対する対策

自治会活動として取組みを強化できた

人

被害防除

電気柵などで農作物を
守って被害を減らす
直接的防除

課題

- ★電気柵の不備と侵入対策
- ★イノシシ対策

取組み

- 自治会で獣害対策費を予算化
- 電気柵の計画的な維持管理

⇒ 5月～11月にかけてチーム編成で定期的な維持管理



10人単位5チームで管理



地権者の同意で集落全体の取組みが実現

環境

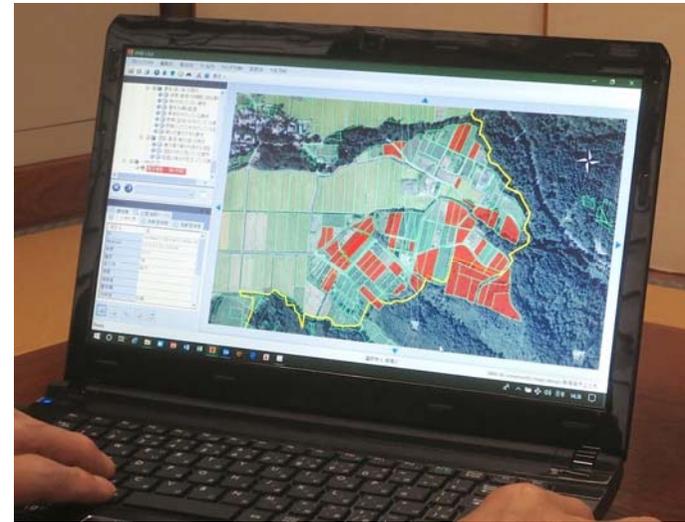
生息地管理 集落周辺の森林の伐採 による間接的防除

課題

- ★里山・耕作放棄地などの対策
- ★果樹・残さなど誘引物対策

取組み

- 荒廃した里山や山林、耕作放棄地……
計画的な集落環境整備が可能になった
- 誘引物となる放置された果樹や残さ……
不用な木の伐採、資源利用として柿酢作り体験



GISで土地の共同管理を行っている



里山整備や耕作放棄地の解消が進んだ



農地の共同管理からソバの栽培がはじまった
土地の利用計画から、現在約4haの畑で蕎麦を栽培
2月の第1日曜日には「蕎麦を食べる会」を開催

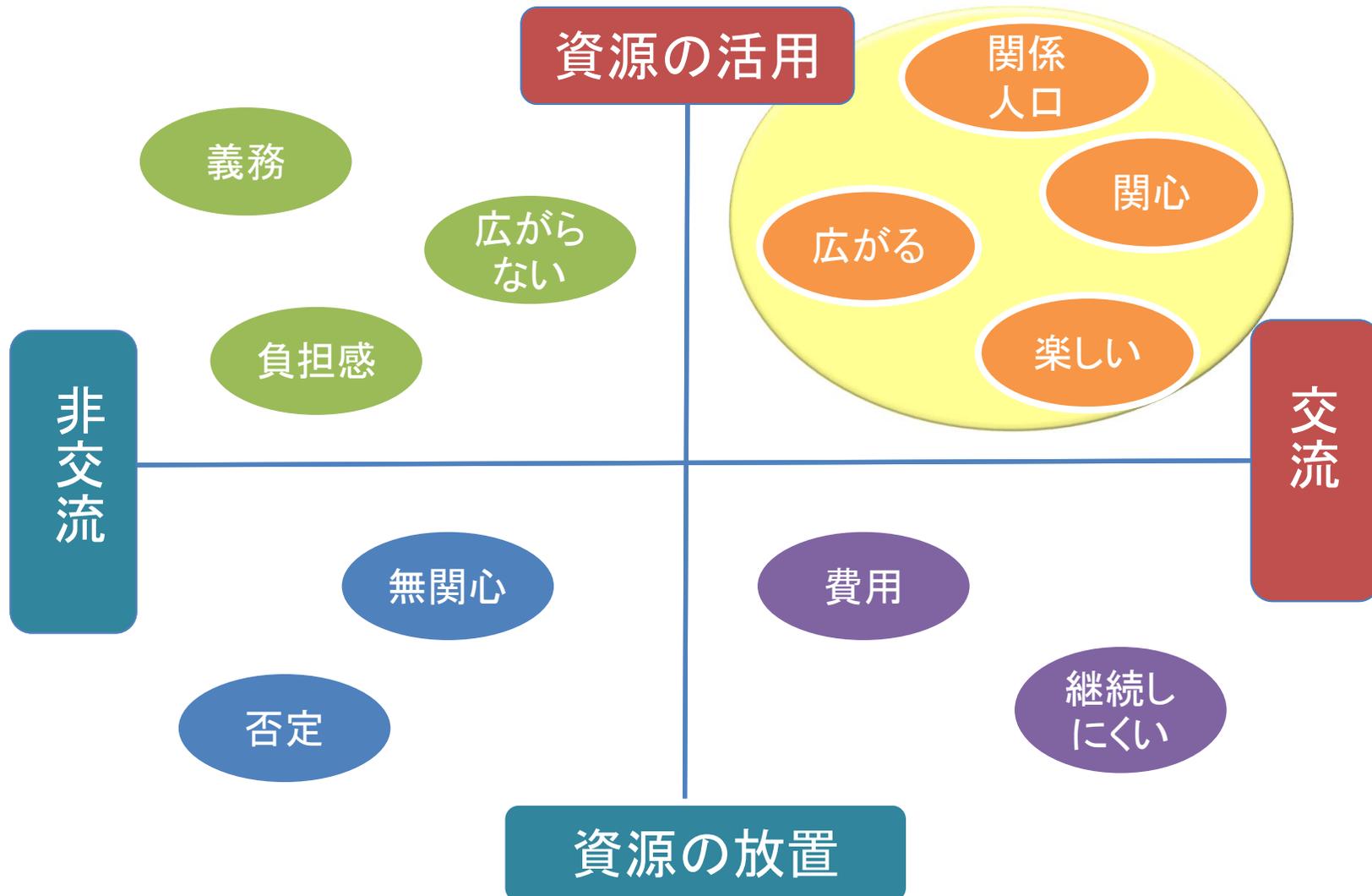


動く！ 気づく！ 広がる！ つながる！

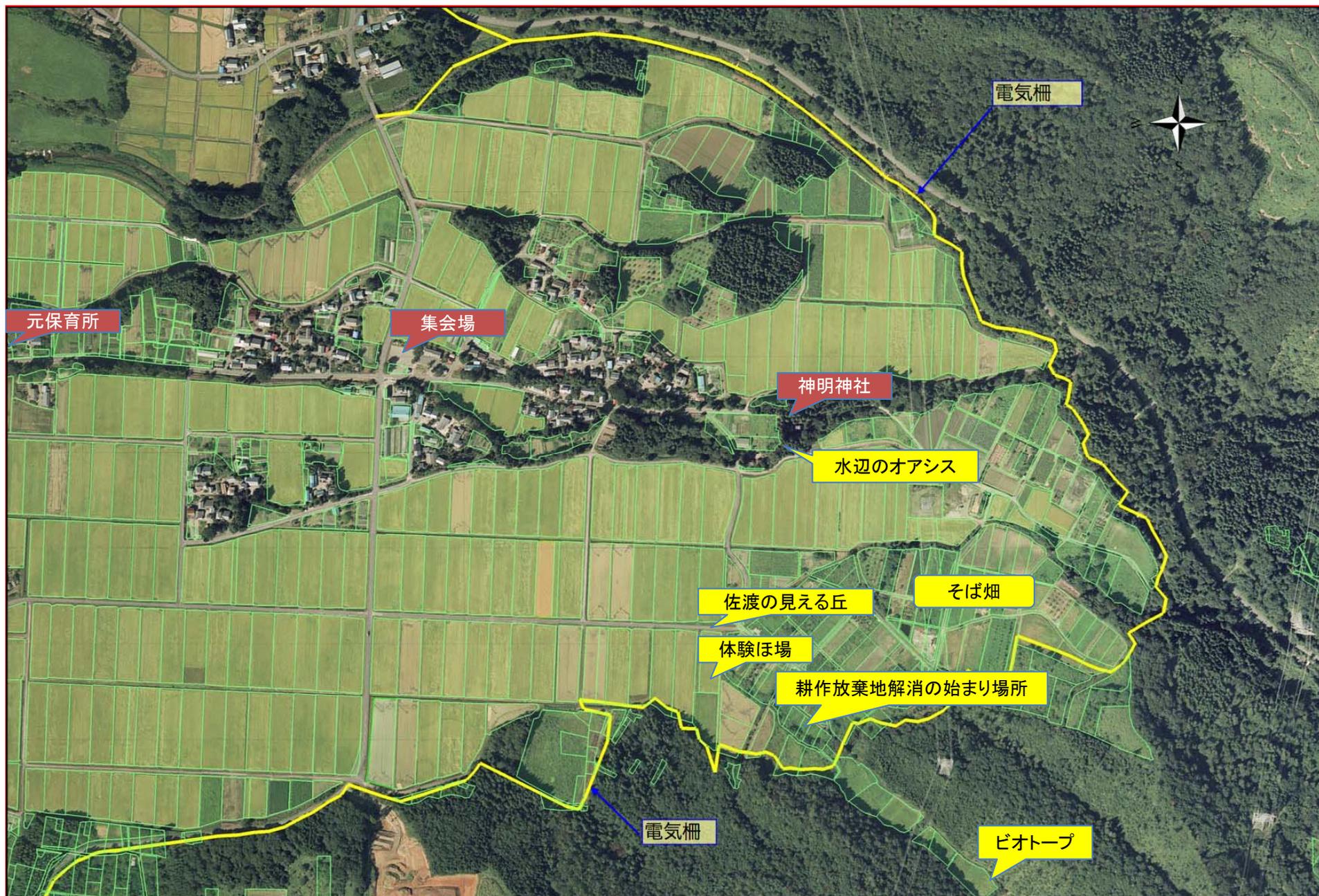




活動の方向性



集落資源の活用と環境改善で効果が発揮！



集落資源の活用と環境改善で効果が発揮！



上三光清流の会 活動略歴

- ・平成24年 農業体験交流活動を始める。
- ・平成25年 GIS(地理情報管理システム)の導入。
北陸農政局主催の農村リーダー研修会で事例発表。
- ・平成26年 集落住民参加の視察研修を始める。ビオトープの造成。耕作放棄地対策を始める。
- ・平成27年 里山の整備活動を始める。
- ・平成28年 集落環境診断を実施⇒獣害対策が本格化する。大学生の力を活用した事業を行う。
- ・平成29年 新発田地域振興局の獣害対策で事例発表。 国交省「これからの時代の地域デザイン」に掲載される。地域起こし協力隊を導入する。北陸農政局主催の農村リーダー研修会で事例発表。国交省国土管理専門委員会で地域活動の事例発表。
- ・平成30年 国土計画協会発行「人と国土21」に寄稿。新潟県の多面的機能研修会で事例発表。
北陸農政局で「農地維持活動」で局長賞を受賞。
- ・平成31年 農水省で獣害対策優良事例で農村振興局長賞受賞。
- ・令和元年 新発田地域振興局農業振興部職員対象に上三光で獣害対策視察研修を行う。
- ・令和2年 総務省「ふるさと支援フォーラム」で地域づくり事例発表(コロナで中止)。農水省「長期的な土地利用に関する検討会」にゲストスピーカーで出席。農水省「ディスカバー農山漁村の宝で個人部門で受賞。敬和学園大学の学生と交流が始る。
- ・令和3年 農水省「鳥獣害サミット」で事例発表。市民を対象に農地利用のため「自然農園」を開始予定。

上三光清流の会の活動から
見えてきたもの

土地利用を妨げるもの

- ◎土地所有者の意識の希薄化
- ◎集落資源を知らない世代の増加
- ◎過去から脱却できない高齢の土地所有者
- ◎非農家の増加による集落に対する無関心
- ◎非効率な農地の切り捨て

地域資源の活用で成り立った集落だが、
無関心・無意識が農村の衰退に拍車をかけている

農村の機能や役割の再構築が必要

集落だけでは、農村資源を維持できない

●山林や農地の

情報不足と放置する所有者

●集落や農村に対する無関心

●行政の縦割りや古い制度

集落を再生する
仕組みや土地利用が必要

集落再生のために必要なこと

◎農村＝農業だけではない

時代に合った新しい土地利用が求められる

◎農村の多面的機能の発揮

農村の機能を活用した新たな生活提案が求められる

◎相続や売買で集落外の地主が増加する

集落が維持できる土地管理の仕組みが必要

◎集落のコミュニティが希薄化

関係人口の増加による新たな価値観の創出

◎集落維持は、リターンが少なく、負担が多い

財源の確保とソーシャルビジネスの活用

土地利用の新たなガイドラインが必要

「食料を供給する農地」と「人と共生する土地」

栽培可能な土地は「食糧供給のための農地」であり、人が共生する土地は「社会活動のための土地」というように、土地には二つの側面がある。

例えば、体験学習としてのビオトープ、ウォーキングロードやドッグランも兼ねた鳥獣害対策の緩衝帯、農業体験の時のトイレや駐車場、市民農園など……。

※ 地域社会(集落)が必要とする土地利用ができること

私有地の公用活用を可能にする「獣害対策エリア」

獣害対策には、緩衝帯の整備が求められる。人と獣の境界域を整備することで、獣害に強い集落が出来る。しかし、それを妨げているのが「私有地」で、所有者情報や地権者の理解・同意が不可欠で、活動の弊害となっている。

緩衝帯を公共性の観点から「獣害指定エリア」として網がけ、集落のニーズに柔軟に対応できることが必要。※集落の自立には不可欠

集落の再生のためにワンストップで対応できる窓口

農地の有効利用を図るためには、「移住」「相続」「体験交流」「獣害対策」など新たな社会ニーズへの対応が必要だ。だが、こうした目的の有効利用を行うには壁がある。たとえば、移住者が農地を求める時には、農地の取得要件を満たす必要がある。有効な土地利用とは別の問題である。緩衝帯の整備をするにも、原野化した農地は手を入れられない。土地は資本でありながら捉え方が今日的ではない。

※ 資源活用がスムーズに行くための窓口と政策のパッケージが必要。

所有者情報の開示の仕組みづくり

集落の環境整備のために、山林や農地の所有者を知りたいと思っても行政は開示しない。個人情報保護が妨げとなっている。GISを活用するにも所有者情報が取れない。集落再生の妨げとなっている。行政は情報をもっているだけで活用しない。活用したい集落には情報が無い。これこそが集落再生を妨げている。

※集落(地域)と行政の協定書に基づき情報開示できるシステムが必要。

地域(集落)で資源管理ができればハザードマップとしても活用できる。

共生のためにマッチングできるシステム

農地は農業委員会で管理しているが、それはあくまでも「栽培のための農地」であり、人と地域(集落)が共生するための利用という観点はない。都市・農村の交流など、地域(集落)と人がマッチングできる情報ツールや窓口がほしい。農業体験や市民農園、移住などの資源活用の側面から検討してほしい。

※農村資源の維持や利用は集落内で解決しない。資源を共有、活用する機会やパートナーが求められる。

5年で集落が変わる。農村の担い手がいない。

農村を培ってきた世代の退場で、集落を知る人がいなくなる。農業の担い手だけじゃない。集落資源の知識や人脈を持った世代がいなくなる。農村は知識や知恵を受け継ぐことで維持されてきた。その世代がいなくなる。上三光ではGISを活用しているが、早急に集落資源のデータ化などデジタル化が求められる。

※集落が有効な土地活用を図るためには、人材・資源データ・市場ニーズなどが求められる。IT化が遅れ、ガラパゴスになっている。



ビオトープ



水辺のオアシス

集落再生は、人の心も豊かにし、 獣害に強いムラもつくる

耕作放棄地がビオトープに、
集落の水辺が憩いの公園に、
荒れた畑が蕎麦畑になった
住民の関心が高まれば、
集落環境が改善し、
獣害に強い集落になる



蕎麦の畑

農村は食料の供給のみならず、
国土を保全し、人の安らぎを生み出す
どうしたら、持続可能な集落にできるか、
農村の新たな機能と役割が求められる



ご清聴ありがとうございました



上三光清流の会 代表 小柳 繁

これまでの検討会を踏まえてのコメント

東京大学大学院農学生命科学研究科 安藤光義

コメントの構成

1. 遊休農地問題の枠組み
2. 使われていない土地を活用するための条件は？
3. 地元の合意形成をどのように進めるか？
4. ボトムアップ型の計画策定の延長線上に位置する土地利用

1. 遊休農地問題の枠組み

農地の需要に対して供給が過多の状態が遊休農地
このアンバランスを解消すれば遊休農地はなくなる

農地を減少させて供給を減らすか
担い手や耕作者を増やして農地の需要を喚起するか
道は2つに1つ

農地(土地)の利用主体を創出することが不可欠

1. 遊休農地問題の枠組み

農地に対する需要を喚起する場合の問題

(1) 農地を耕したいと思っても、「農地を耕したい」「農地を利用したい」というニーズがあるにもかかわらず、それが何らかの原因によってどうにもならないケース

- 地主と耕作者との間の人間関係
- 不在地主で連絡がとれない
- 所有者が不明あるいは確定できない

など

第3者の仲介によって何とかなるかもしれない

1. 遊休農地問題の枠組み

農地に対する需要を喚起する場合の問題

(2) 農地に対する需要が全くないケース

- ・未整備の小さい圃場がたくさんあるところは無料でも耕す気になれないし、耕そうという人も出てこない。しかし、簡易な整備によって土地がまとまるか、綺麗に1枚にまとまらなくても団地化されていれば借り手が見つかるかもしれない。

地域での合意に基づく農地利用調整と簡易な整備を組み合わせることでも何とかなるかもしれない

- ・そのような条件にも恵まれていない農地をどうするかは大問題。

放牧や植林などが考えられるかどうか

耕作放棄地復旧対策の概要

情報の迅速・的確な把握

耕作放棄地の存在

- 農地バトロール
- アンケート調査等による意志把握

- ・耕作等指導
- ・復旧対策、利活用手法の普及
- ・地域合意の形成（計画的な土地利用）等

耕作者の理解による耕作の再開

耕作放棄地の主な復旧取組

農業生産を第一とする場合

- ①農業生産基盤条件の整備
- ・農業生産基盤の整備
 - ・簡易な整備 等

- ②農業条件の整備
- ・農地流動化の促進
 - ・農地の補助労働力の確保 等

各種施策の有機的な連携が重要

農業生産を第二とする場合

- ③地域資源の活用
- ・景観
 - ・都市農村交流 等（観光農園）

- ④多様な主体の参画
- ・NPO
 - ・住民参加
 - ・市民農園 等

- ⑤その他
- ・ビオトープ、植林
 - ・粗放管理 等

2. 使われていない土地を活用するための条件は？ 【農地(土地)の利用主体が存在している場合】

- ・長期間の賃貸借契約の締結

←利用主体の経営の安定性の確保

土地利用に際して必要となる投資を行うことが可能となる

- ・周辺住民の理解の醸成(放牧経営)

- ・粗放的な土地利用は面的なまとまりが必要

→土地をまとめて広く使うためには地権者の合意形成が不可欠
転作水田を活用した放牧も地元の合意形成に支えられている

粗放的な土地利用を進める場合も地元の合意形成が求められる

3. 地元の合意形成をどのように進めるか？

【農地(土地)の利用主体も地元で創出していく場合も含む】

- ・ワークショップの有効性
- ・集落戦略(山形県)
- ・外部支援を受けながらの戦略策定
- ・複数集落を1つにした戦略であっても基本は集落
- ・担い手への農地集積から話を始めるのではなく集落の将来をどう考えるかから話を始めるべきだろう(「人・農地プラン」から話を始めるのではなく、集落の「将来ビジョン」から話を始め、それを土地利用に繋げていくべきだろう)

4. ボトムアップ型の計画策定の延長線上に位置する土地利用

- ・どの農地をどのように利用するかは**地元で決めてもらう**
- ・たとえ農業生産力が低い農地であっても**その農地を維持しておくことが地元の居住環境を維持するために必要**かもしれない
- ・土地所有者が所有地をどのように使うかを**個別ばらばらに決めてしま**うと地域にとって最適な土地利用は実現されない可能性がある
- ・**土地利用が粗放化に向かう場合は特にその問題が発現しやすい**のではないか(特に中山間地域でその危険性が高い)
 - ← 拳家離村者が棚田に杉を植林していったという問題
 - 不在村農地(土地)所有者の理解をどう得ていくかも課題**

ご清聴ありがとうございました

第5回 長期的な土地利用の在り方に関する検討会

土地を利用・管理する主体と 利用・管理を担保する手法等

2020年12月11日

広田 純一

(非特)いわて地域づくり支援センター・理事長
(岩手大学名誉教授)

主旨

1. 中山間地域の農地の管理および新たな利用の推進は、現在そこに暮らす住民だけではおそらく困難。
2. 非住民が農地の利用・管理に関わる例は急速に増えつつあり、非住民の継続的な参画を担保するような仕組みが求められる。
3. 「拡大コミュニティ」は、その仕組みの一つとして参考になる。
4. 中山間直接支払と多面的機能支払は、非住民の継続的な参画のきっかけづくり、および参画の維持・継承に役立ちうる。
5. 中山間地域の農地の管理および新たな利用の推進には、多様な農業者の参入が求められる。将来的には、優良農用地概念の拡張も視野に入れるべき。

新たな土地利用への転換

1. 粗放的な農地利用
2. 非農地への転換
3. 復旧容易な非農地への転換



誰が行うのか？



現住民だけでは困難？



非住民への期待

農地管理への参加が想定される非住民

- 地縁者

- ①現住民の転出家族（元住民）

- ②空き家の転出世帯（元住民）

- ⑤同窓会・同郷会

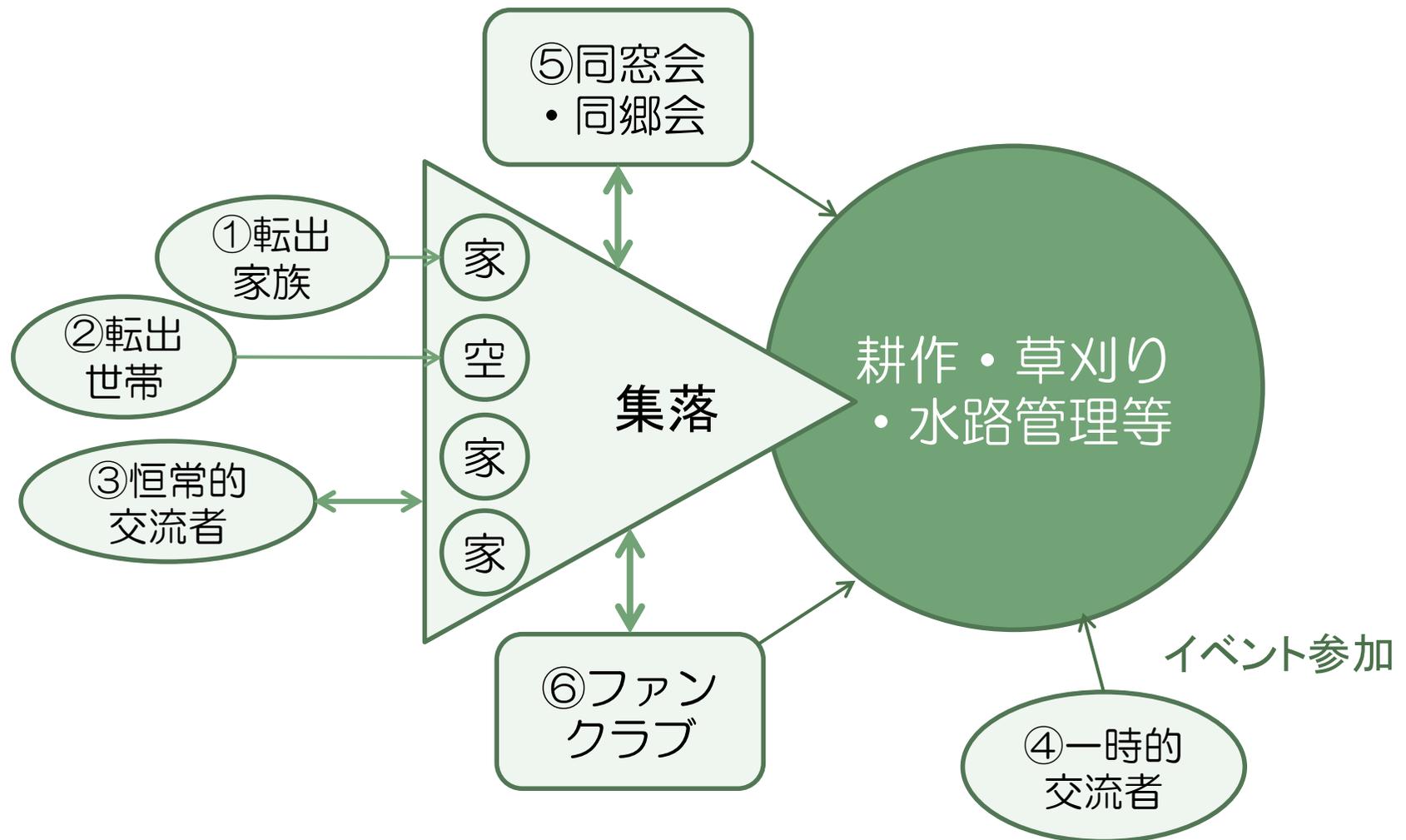
- 非地縁者

- ③恒常的交流者

- ④一時的交流者（行事参加）

- ⑥ファンクラブ
（オーナー制度，サ
ポーター制度なども
含む）

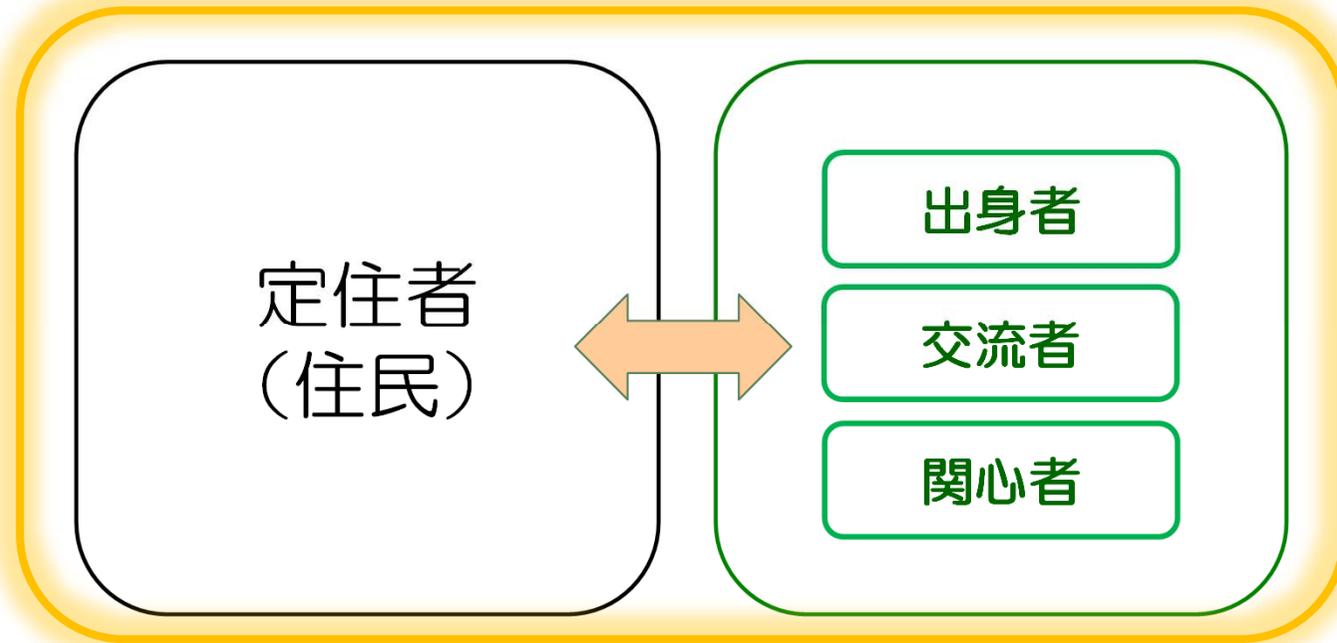
農地管理への非住民の参加形態



拡大コミュニティ

定住者と非定住者でつくる
コミュニティ

組織・体制がある。
コミュニティを運営する



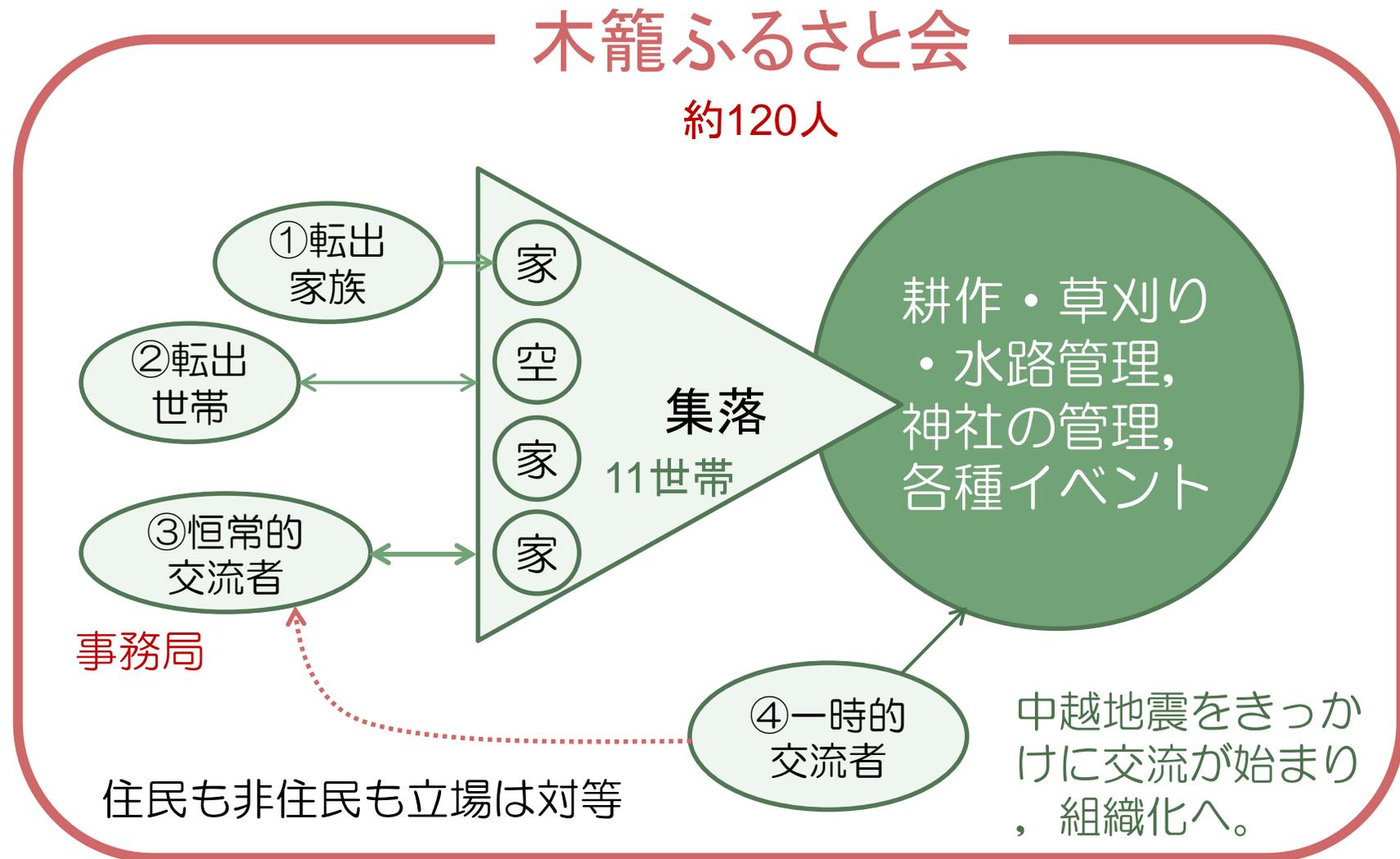
多様な形態あり

継続的で多面的な交流・支援

- ▶ 地域活動への労力提供, 金銭支援, 情報提供
- ▶ 定期的な訪問・交流
- ▶ 将来的には地元への帰還・移住も

新潟県長岡市旧山古志村木籠集落

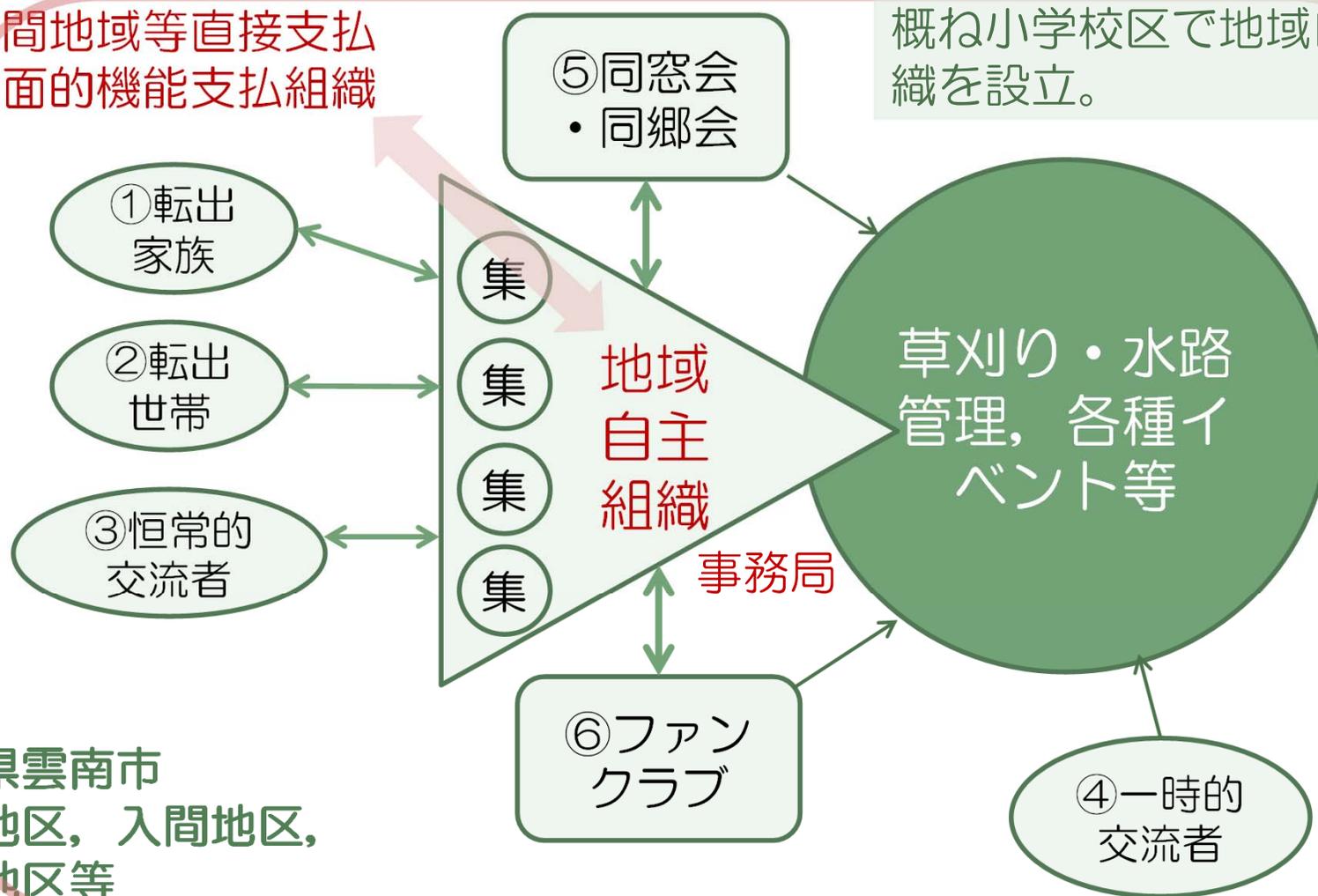
こども



島根県雲南市の地域自主組織

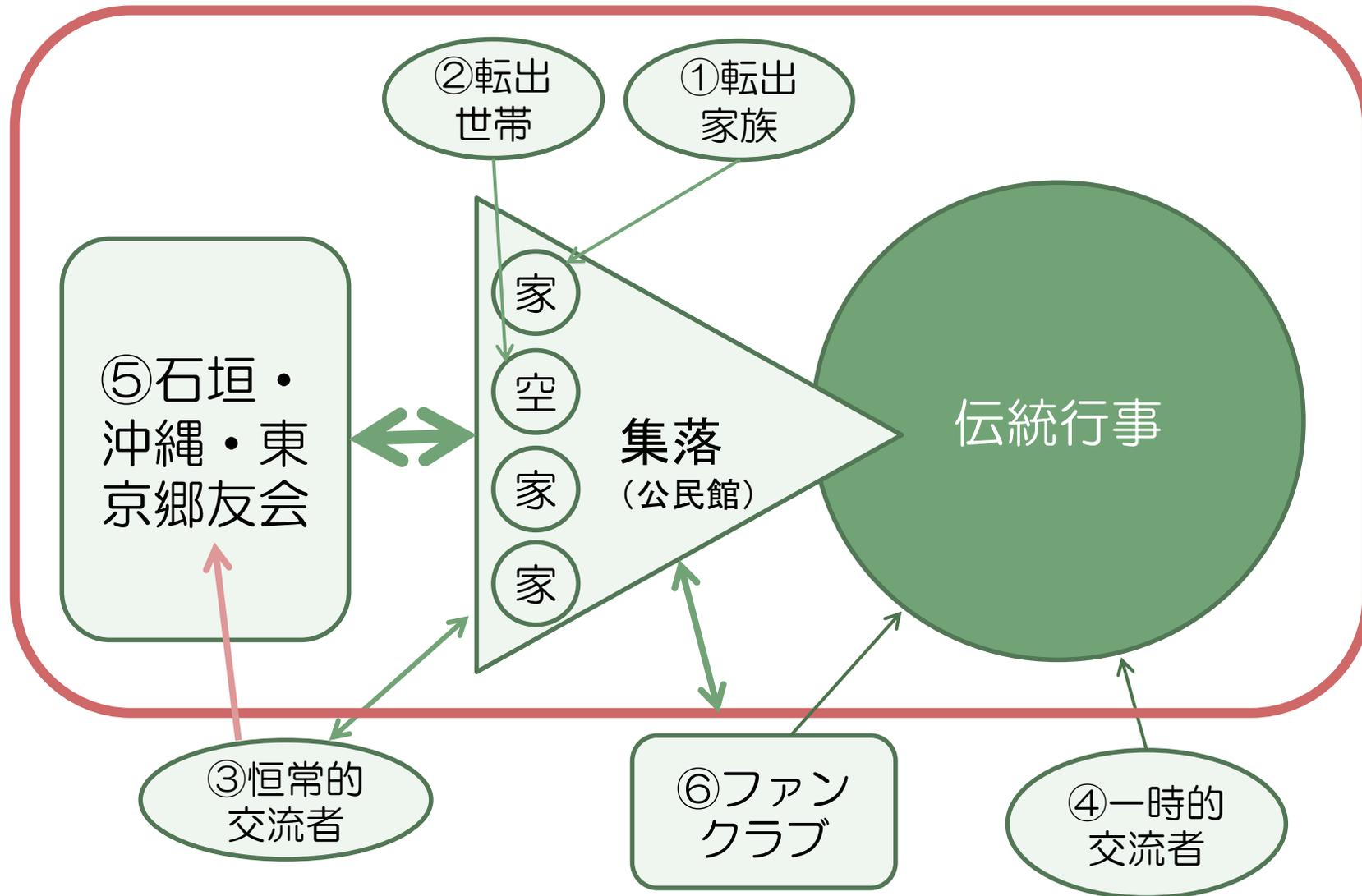
中山間地域等直接支払
・多面的機能支払組織

市町村合併をきっかけに、
概ね小学校区で地域自主組
織を設立。



島根県雲南市
波多地区, 入間地区,
民谷地区等

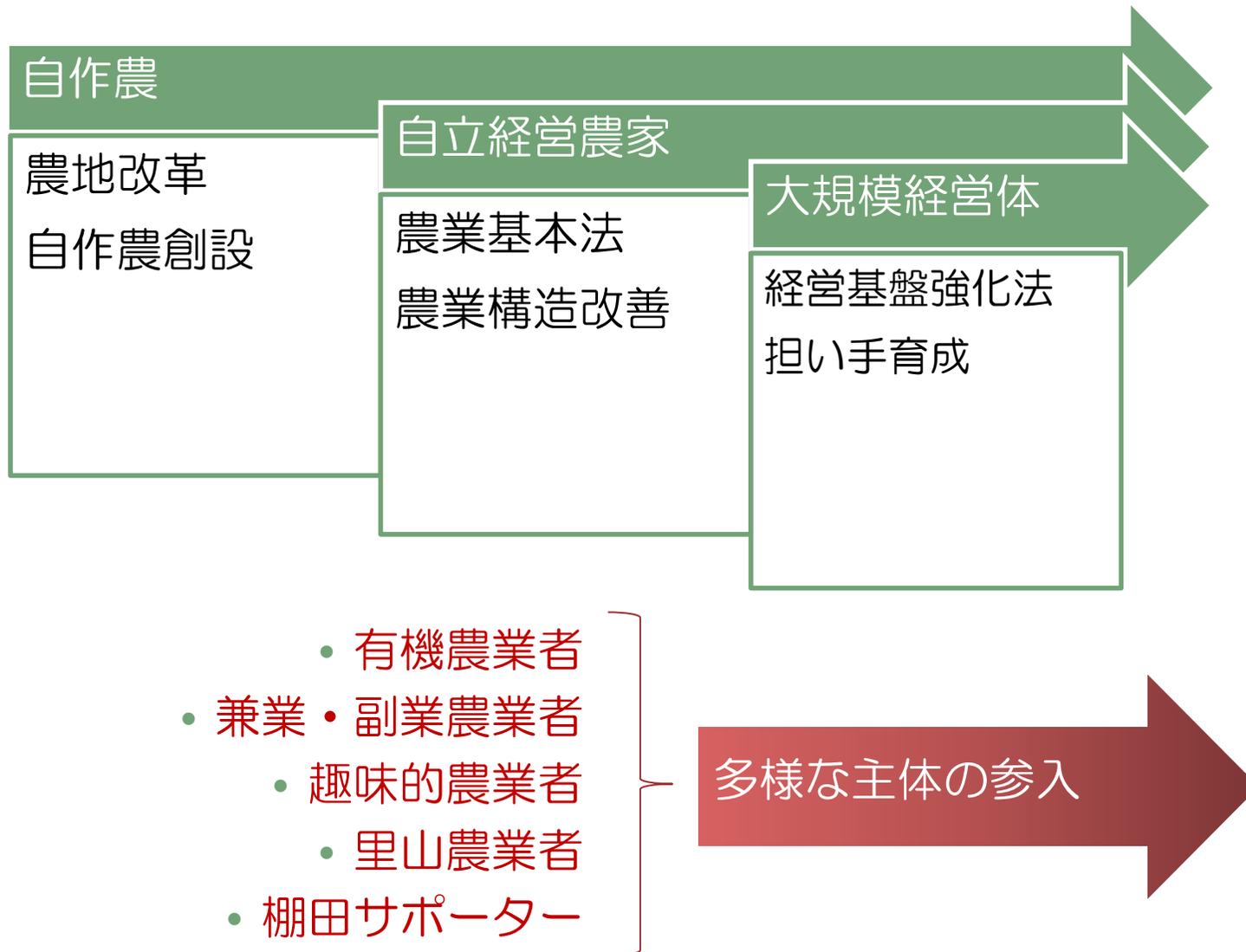
沖縄県竹富島の郷友会



拡大コミュニティ形成の留意点

- ポイントは運営を担う事務局
 - 集落では難しければ、地域運営組織で。
 - また地域の住民が無理なら、非住民（団体）が担ってよい。
 - 地域おこし協力隊や集落支援員制度の活用も
- 中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度は、拡大コミュニティ形成のきっかけにもなるし、逆に拡大コミュニティの活動を支える仕組みとしても機能しうる。
 - 中山間地域等直接支払の集落戦略は良いきっかけにできるはず。

農業者の多様化の進展



優良農用地の多様化を

